

令和2年第6回

# 置戸町議会定例会会議録

令和2年6月26日開会

令和2年6月29日閉会

置戸町議会

## 令和2年第6回置戸町議会定例会（第1号）

令和2年6月26日（金曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町政執行方針
- 日程第 4 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 同意第 4号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町政執行方針
- 日程第 4 議案第 39号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第 45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 11 議案第 46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 同意第 4号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 同意第 10号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 同意第 11号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 同意第 12号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 21 同意第 13号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 22 同意第 14号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 同意第 15号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 16号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員(8名)

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 石井伸二議員 | 2番 | 小林満議員  |
| 3番 | 阿部光久議員 | 4番 | 佐藤勇治議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹議員 | 6番 | 高谷勲議員  |
| 7番 | 嘉藤均議員  | 8番 | 岩藤孝一議員 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
		(総務課長事務取扱)	
		(産業振興課長事務取扱)	
会計管理者	遠藤 薫	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総務課参与	福手 一久	町民生活課長	渡 邊 登美子
施設整備課長	大戸 基史	地域福祉センター所長	須 貝 智 晴
総務課総務係長	芳賀 真由美	総務課財政係長	菅 原 嘉 仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野 毅	学校教育課長	石 森 実
社会教育課長	五十嵐 勝昭	森林工芸館長	岡 部 信 一
図書館長	五十嵐 勝昭(兼)		

〈農業委員会部局〉

事務局長事務取扱 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂 森 誠 二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	鈴木伸哉	議事係長	今 西 美紀子
臨時事務職員	中 田 美 紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第6回置戸町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第39号から議案第46号。

・同意第4号から同意第16号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第4号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、令和2年5月20日招集の第1回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、その後、会期を5月20日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は、4件であります。

始めに、議案第1号及び議案第2号は、ともに財産の取得についてであり、取得金額が3,000万円を超えることから、議会の議決を求められたものであります。

議案第1号については、消防署常呂支署配備の、水槽付き消防ポンプ自動車の更新。

議案第2号については、消防署留辺蘂支署温根湯分遣所配備の水槽付き消防ポンプ自動車の更新整備であります。

報告第1号 専決処分の報告については、令和2年2月17日、夕陽ヶ丘通りと仁頃通りとの交差点において、北見地区消防組合非常勤嘱託職員が運転する消防組合所有の連絡車が、赤信号を見落として交差点内に侵入し、青信号で進行した相手車両を損傷させた事故に係る損害賠償につきまして、相手方との和解が成立したことから、地方自治法の規定により、専決処分とした報告であります。議案第1号から報告第1号までに対する質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決・承認されました。

次に、議案第3号、公平委員会委員の選任については、現在、北見地区消防組合の公平委員会委員として、今泉賢治氏、村林宏氏、中澤博之氏の3名が選任されておりますが、本年5月23日をもって任期満了となることから、北海道看護大学准教授、村林宏氏の再任と、新たに、弁護士の木名瀬広暁氏と、訓子府町前副町長の佐藤明美氏の選任について提案がありました。

議案第3号に対する質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和2年6月26日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月30日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月30日までの5日間に決定しました。

---

## ◎日程第 3 町政執行方針

○岩藤議長 日程第3 町長から町政執行方針説明のため発言を求められておりますので発言を許します。

町長。

(以下記載省略。町政執行方針別添のとおり)

○岩藤議長 これで、町長の町政執行方針の説明を終わります。

---

## ◎日程第 4 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から

## ◎日程第 11 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)まで

———— 8件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第4 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例につきましては、町民生活課長より説明いたします。また、議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、施設整備課長よりご説明申し上げます。なお、この間の議題につきましては、担当する所管課長より説明をさせていただきます。

〈議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第39号につきましてご説明いたします。

議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例の一部改正。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する内容は、令和2年度地方税法の一部を改正する法律が、4月30日より施行され、改正に伴い関係条例規定の整備を行うものです。

改正概要につきましては、新型コロナウイルス感染症及び、そのまん延防止のための措置が、納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、特別措置を講ずるもので、軽自動車税の環境性能割の適用期限の延長、固定資産税生産性向上、特別措置法に規定する設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例等に関する規定の改正となります。なお、第2条の改正する内容は、新型コロナウイルス感染症の自粛要請を受け、中止となったイベントの払戻券の寄附控除の特例及び、住宅借入金控除の延長の特例の規定となります。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第39号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例、1ページをご覧ください。左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明した通りでございます。

第1条による改正。附則第10条の改正は、読替規定の規定ですが、新型コロナウイルス感染症等に係る法改正に伴う字句の追加となり、法附則第61条の規定は、一定の中小事業者等が所有する償却資産及び、事業用家屋に係る固定資産税について、令和2年2月から10月までの連続する3ヵ月間の売り上げが前年同期間と比べ30%以上減少している場合に、令和3年度分の固定資産税に限り、課税標準額を軽減する規定の追加となります。対象者は、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関の認定を受けた中小事業者等となり、30%以上50%未満の減少で2分の1、50%以上の減少で全額を軽減するものです。

附則第62条の追加につきましては、後程、説明いたします。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定ですが、第17項の改正は、条文中、市町村の文言を削除する改正となります。

第18項の改正は、新設の項で、法附則第62条に規定する、中小企業者等が法の施行の日から令

和3年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する、認定先端設備等導入計画に従い取得した一定の家屋、構築物について、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年間、課税標準額を零とする規定で、新たに特例措置を加えるもので、適用期限は、令和4年度までとなります。

2ページをお開き願います。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定で、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、自家用の3輪以上の軽自動車の環境性能割の非課税措置及び、税率の特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する措置となります。

附則第23条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等の規定で、新設の条となり、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の事業収入に相当な減少があり、納税することが困難である事業者に対し、納期限から1年間徴収を猶予する規定の追加となります。施行日は、第1条につきましては、公布の日から施行となります。

3ページをお開き願います。

第2条による改正。附則第10条の改正は、読替規定の改正で、法改正に伴う条項のずれによる改正となります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、第18項の規定は第1条で新設した項で、法改正に伴い条項のずれによる改正となります。

附則第24条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止となったスポーツ、文化芸術等に関する行事について、払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額について寄附控除を適用する規定の追加となります。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅建設の遅滞等により、住宅への入居が令和2年12月31日までに入居できない場合であっても、令和3年12月31日までに入居した時には、住宅ローン控除の期間の特例について適用対象とする規定の整備となり、適用期間を15年度から16年度に延長する改正となります。

以上で、今回の地方税法改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第39号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましても後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

2ページ、下段をご覧ください。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

〈議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対し、国民健康保険税の減免等を行うとされたことから、減免の基準を定める要綱を策定し、関係する規定を整備するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、議案第40号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則に次の1項を追加するものでございます。

附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規定で、第24条の3に規定する国民健康保険税の減免の附則の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免の適用を受ける者については、減免の申請の規定にかかわらず、申請書を提出した場合において、令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税であって、その納期が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定されている国民健康保険税の全部又は一部を減免する規定の追加となります。

次に、減免内容について説明いたしますので、議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る、置戸町国民健康保険税減免取扱要綱を定めるもので、減免対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯につきましては、保険税の全額を免除。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、元年中の事業収入等の額の10分の3以上の減少が見込まれる世帯で、元年中の合計所得額が1,000万円以下、または減少した事業収入等以外の所得が400万円以下の世帯が対象となり、保険税額に令和元年中の主たる生計維持者の所得の合計額を乗じ、被保険者全員分の令和元年中の所得の合計額で除した額に、下記の表に記載しています割合を乗じて得た額を減免いたします。

減免対象となる保険税は、令和元年度、令和2年度の国民健康保険税で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険税が対象となります。

裏面に計算例を記載しておりますのでご覧ください。

令和2年度の保険税額が50万円、主たる生計維持者の前年所得が300万円、世帯全体の前年の合計所得が400万円であった場合、減免割合は、前年中の主たる生計維持者の所得300万円であるため、割合は10分の10となります。計算式により、37万5,000円が減免される金額となります。以上が減免の内容となります。

なお、減免に対する保険税の減収相当分につきましては、6割を災害等臨時特例補助金で、残りの4割を国保特別調整交付金にて全額補助されることとなります。

本議案にお戻り願います。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

〈議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例)

- 岩藤議長 次に、議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

- 須貝地域福祉センター所長 議案第41号についてご説明いたします。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正により関連する箇所の改正を行うものです。

放課後児童支援員につきましては、保育士の資格を有する者など、基準省令第10条第3号、各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされておりましたが、受講機会の拡充を図るため、今回、中核市の長についても当該研修を行うことができることとされました。今回、基準省令の改正が行われたことに伴いまして本条例についても追加をするものです。

本文に入ります。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案第41号説明資料として、新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照下さい。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

〈議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

- 岩藤議長 次に、議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

- 須貝地域福祉センター所長 議案第42号についてご説明いたします。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準。内閣府令の一部改正により、関連する箇所について条例の一部を改正するものです。

改正内容についてご説明いたしますので、別紙の議案第42号説明資料、置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

特定地域型保育事業者とは、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業を行う事業者で、対象の子どもは、主に3号認定子ども、0歳児から3歳未満の子どもが対象になる保育事業となります。参考までにですが、本町には該当する事業所はございません。

第42条では、特定地域型保育事業者は、保育の提供に当たり、相談や助言を受けたり、代替保育の提供等の連携、協力を行う、認定こども園、幼稚園、保育所の確保について規定をしておりますが、その適用についての除外規定についての追加をするものです。

第1項第3号の規定では、特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもの保育の終了時に、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れ、教育及び保育を提供することとされておりますが、適用しないことができる条件として、現行の規定である連携施設の確保が著しく困難であると認めるときに加えて、町長が該当子どもについて他の施設長において優先的に取り扱う措置や、引き続き連携施設以外の措置を講じているとき、こういった場合についても可と、可能とするものを追加するというごさいます。

それでは、本議案にお戻りください。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

〈議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）

○岩藤議長 次に、議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

副町長。

○葦島副町長 議案第43号について説明をいたします。

議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,693万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,237万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程、別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）で説明をいたします。

第2表 地方債補正について説明をいたしますので、3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

1. 追加。後程、歳出予算で説明いたしますが、町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事の追加による地方債の補正です。事業執行に伴い、380万円を追加するものです。

次のページにお進みください。

2. 変更。橋梁長寿命化修繕工事に係る地方債の補正です。当初、限度額は、300万円としてお

りましたが、事業執行に伴い、1, 840万円を増額して、2, 140万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はありません。

引き続き、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）により説明をいたしますので、事項別明細書の22ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書ですが、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。3. その他。(2) 過疎対策事業債の欄は、今回の補正に係る変更で、2, 220万円増額の2億6, 770万円に、下段の合計では、2, 220万円を増額し、本年度の起債見込額は、3億4, 730万円となります。一番右側の合計欄ですが、令和2年度末の現在高見込額は、50億1, 552万7, 000円となります。

以上で、第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

---

休憩	10時43分
再開	11時00分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議員 議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）。

14ページ、15ページ。

歳出。6款農林水産業費、2項林業費。有害鳥獣駆除に要する経費から。

副町長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり)

〈議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和2年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9, 552万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第45号についてご説明をいたします。

令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,140万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第46号について説明いたします。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ945万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,275万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これ、議案第39号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。  
しばらく休憩します。午後1時から再開します。

---

休憩 11時49分

再開 13時00分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第12 同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから

◎日程第24 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまで

————— 13件 一括議題 —————

○岩藤議員 日程第12 同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから日程第24 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの13件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました同意第4号は、置戸町農業委員会委員の任命についてであります。以下、同意第16号まで13名の方を本町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

農業委員の選出方法につきましては、前回より、平成27年9月4日の農業委員会等に関する法律が改正され、公職選挙法に基づく選挙制度から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されており、候補者についても農業者にこだわらず、広く一般公募することとなっております。その結果により、町長が任命する仕組みであります。今回の任命にあたりまして、置戸町農業委員会候補者評価委員会において、候補者について意見を求める諮問機関としての役割を担っていただき、候補者の選定をさせていただきました。

なお、定数は13名とし、任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

それでは、議案の説明に移らせていただきたいと思います。

始めに、同意第4号であります。住所は、常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。氏名は、廣中和幸氏でございます。生年月日は、昭和39年・・・・・・・・・・生まれの現在56歳であります。農業委員会委員としての経歴であります。現職でありまして、現在、1期3年目ということでありまして。

次に、同意第5号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。樋渡秀晃氏でございます。昭和33年・・・・・・・・・・生まれの62歳です。樋渡氏につきましても現職でありまして、現在、1期目であります。

続きまして、同意第6号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。大槻尚浩氏でございます。昭和46年・・・・・・・・・・生まれの49歳でございます。大槻氏につきましても現職であり、現在1期目というこ

とであります。

次に、同意第7号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。篠原正博氏でございます。昭和57年・  
・・・・生まれの満37歳です。篠原氏につきましては、新任で平成28年より認定農業者として肉  
牛飼育、畑作経営をなさっております。

次に、同意第8号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。齊藤貴浩氏でございます。昭和45年・  
・・・・生まれの49歳。齊藤氏につきましても現職であります。現在、1期目であります。

次に、同意第9号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。井上雅明氏でございます。昭和33年・  
・・・・生まれの62歳でございます。井上氏につきましても、現職でありまして、現在3期目ござ  
います。

次に、同意第10号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。有馬和幸氏でございます。昭和32年  
・・・・生まれの62歳でございます。有馬氏は、平成20年7月20日から農業委員をなされ  
ており、現在、4期目であります。

続きまして、同意第11号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。野里光幸氏でございます。昭和  
35年・・・・生まれの60歳でございます。野里氏につきましても3期目の現職で、現在、農業  
委員会の会長を1期務められております。

次に、同意第12号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。松本和彦氏でございます。昭和35年・  
・・・・生まれの60歳でございます。松本氏につきましては、新任でございますが、平成7年よ  
り認定農業者として畑作経営をなされております。

次に、同意第13号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。佐藤秀昭氏でございます。昭和31年・  
・・・・生まれの64歳でございます。佐藤氏につきましては、農業者ではございませんが、農協職  
員として長く務められた経験、または現在、農民協議会事務局あるいは置戸町資源保全協議会の事務  
局長を務めるなど、農業に対して広い知識を有しておられます。現在、1期目の現職でございます。

次に、同意第14号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。東海林正幸氏でございます。昭和31年・  
・・・・生まれの64歳でございます。東海林氏につきましては、新任で、きたみらい農業協同組  
合の理事、現在は、南地域運営副委員長を務められております。

次に、同意第15号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。溝井雅幸氏でございます。昭和45年  
・・・・生まれの50歳です。溝井氏につきましては、現職であり、現在、1期目であります。

次に、同意第16号。常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。井上一味氏でございます。昭和46年・  
・・・・生まれの49歳で、井上氏につきましては、平成19年より認定農業者として畑作経営をな  
されておりますが、農業委員としては、新任ということになります。

以上で、同意第4号から同意第16号までの説明を終わります。

同意につきまして、どうぞご審議いただきたいと存じます。

○岩藤議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの13件を採決します。

同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命について。

廣中和幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号 置戸町農業委員会委員の任命について。

樋渡秀晃氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号 置戸町農業委員会委員の任命について。

大槻尚浩氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号 置戸町農業委員会委員の任命について。

篠原正博氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号 置戸町農業委員会委員の任命について。

齊藤貴浩氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号 置戸町農業委員会委員の任命について。

井上雅明氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について。

有馬和幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
野里光幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
松本和彦氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
佐藤秀昭氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
東海林正幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
溝井雅幸氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について。  
井上一味氏の選任を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第20 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第25 報告第4号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 報告第4号について申し上げます。

監査委員が令和2年2月29日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行さ

れ、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

---

#### ◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日、6月27日は町の休日のため、置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。

なお、次の議会は6月28日、サンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

---

#### ◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 13時17分

令和2年第6回置戸町議会定例会（第2号）

令和2年6月28日（日曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）  
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）  
日程第 2 一般質問

○出席議員（8名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 石井伸二議員 | 2番 | 小林満議員  |
| 3番 | 阿部光久議員 | 4番 | 佐藤勇治議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹議員 | 6番 | 高谷勲議員  |
| 7番 | 嘉藤均議員  | 8番 | 岩藤孝一議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- |         |       |  |       |
|---------|-------|--|-------|
| 町長      | 深川正美  | 副町長  | 蓑島賢治  |
| 会計管理者   | 遠藤薫   | <small>（総務課長事務取扱）<br/>（産業振興課長事務取扱）</small> |       |
| 総務課参与   | 福手一久  | まちづくり推進室長                                  | 坂森誠二  |
| 施設整備課長  | 大戸基史  | 町民生活課長                                     | 渡邊登美子 |
| 総務課総務係長 | 芳賀真由美 | 地域福祉センター所長                                 | 須貝智晴  |
|         |       | 総務課財政係長                                    | 菅原嘉仁  |

〈教育委員会部局〉

- |        |          |        |      |
|--------|----------|--------|------|
| 教育長    | 平野毅      | 学校教育課長 | 石森実  |
| 社会教育課長 | 五十嵐勝昭    | 森林工芸館長 | 岡部信一 |
| 図書館長   | 五十嵐勝昭（兼） |        |      |

〈農業委員会部局〉

事務局長事務取扱 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂 森 誠 二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉

議事係長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に質問をしたいと思います。

20年振りの置戸町長選挙を終えてということで町長への質問を行います。改めてこの度の町長選挙のご当選、誠にありがとうございます。また、私が深川新町長へ最初の質問者となりましたことにも感謝を申し上げる次第でございます。

さて、前置戸町長井上久男氏の今年1月15日の臨時議会での勇退表明以後、3月の半ばを過ぎても置戸町長への立候補者が出ないなか、深川正美さんが苦渋の立候補でにわかに置戸町長選挙が動き出しました。

その後、栗生貞幸氏の立候補ということで先輩後輩、役場職員2人による20年ぶりの町を二分する町長選挙となりました。

5月19日の告示から5日間の選挙戦、そして24日の投開票と、どちらが新町長になってもおかしくない甲乙の付けがたい町長選挙であり、まさに置戸町長選挙の歴史に残る町長選挙の一つであったと思っております。しかし、選挙戦の最中から、選挙後の置戸町のまちづくりを大変こう心配する町民の皆様の声も数多く聞こえていました。

そこで深川新町長にお聞きをいたします。今後のまちづくりはもちろんのこと、選挙戦で二分した

置戸町をどのように一つにして進んでいくのか。併せて深川町長の置戸町への思いや決意をお伺いいたします。

また、一昨日ですけれども、町政執行方針での発言もありましたが、本日大勢の方が傍聴されておりますので、併せて再度と言いますか、思いを伝えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 皆さんおはようございます。このように傍聴の方がたくさんおいでいただきまして大変ありがとうございます。今、嘉藤議員からご質問のありました20年振りに置戸町長選挙を終えてということに対しましてお答えいたします。

今議会の冒頭の町政執行方針の中でも所信を述べさせていただきましたが、多くの町民の皆様のご支援をいただき当選の栄に浴させていただきましたことに、皆様に心から感謝申し上げます。

5月24日の投開票、そして翌日には選挙管理委員長より当選証書をいただき、6月10日に初登庁し、第20代置戸町長に就任することになりました。大変ありがとうございました。誠に光栄であり、この間当選直後はやり切ったという達成感もありましたが、その後日々を重ねるごとにその職責の重さを痛感しているところであります。

バブル経済崩壊後の長く景気低迷の中、前町長は地方分権や市町村合併、さらにはふるさと銀河線の廃止、また厳しい財政事情の中、激動の平成の時代に5期20年の長きにわたり町政執行の先頭に立って置戸町の諸課題に果敢に取り組みされてきた井上前町長に心から敬意を表する次第であります。

さて、先程議員からの質問の中でもありましたが、1月の臨時町議会でその井上前町長の勇退表明後、町長の候補者が現れず、3月の末になって私を含めて2名の立起表明があり、今回20年振りの町長選挙となったのはご承知のとおりであります。

議員ご質問のとおり、選挙後のまちづくりに対する懸念の声は私も選挙前から複数の方からお伺いしておりました。私も3月20日の立起を決意するまで町職員の一人として、誰も立たないのも困るが、もしも複数の方が立候補し選挙になった場合、置戸町の歴史を振り返ると激しい選挙戦になることも予想され、心配される方々同様、私も不安となっていたのも事実であります。

私が有志の方々から立起要請を受け、それを決意し、私とその当事者となった時から、無投票で当選するより選挙運動を通じて自らの考えを訴え、投票により町政を預かることが政治の常道であると考えを切り替えましたが、3月31日に、もう一人の候補者が、まして尊敬する町職員のOBのひとりであったのは予想外でありました。候補者同士の退職の挨拶では、正々と選挙を戦いましょうと言葉を交わした際には、全くわだかまりは感じませんでしたし、今でも変わらず私も先輩も同様に感じていると確信しております。

今回の選挙の投票率89.17%は、有権者の高齢化や、それから施設入所等が社会条件が変わって行く中で本当に多くの皆様がこれからのまちづくりに対する期待を込めて投票した結果であると思っております。

政治に興味を持ち、自ら1票を投じることも大きなまちづくりの一步であり、その結果において1票でも多くの得票を得た者が町政執行者となる。これが民主主義の根幹であり、また今後のまちづくりの推進力となるものと理解しております。

先程も申し上げましたが、候補者同士のわだかまりは選挙結果が出た後もないと思います。両候補

ともコロナウイルス感染予防という初めての課題を克服し、多くの支援者の協力をいただきながら精一杯の選挙ができたと思っております。そして、それは手強い相手だったからこそできたことで、栗生氏ならびに選挙活動をなされた両陣営の皆様へ感謝こそあれ、嫌悪の感情は全くありません。多くの皆様へ懸念されていることは、選挙後にそれぞれの候補へ応援した人たちで挨拶がされなくなった。または従来と異なる態度が感じられるなどのことがあるのかも知れません。あるとすれば少しの時間は必要なのかも知れません。

私は選挙を通じて、まちづくりは人づくりを訴えてまいりました。人づくりというのは何も学校や教育機関、視察や研修でしかできないものではありません。また、若者の後継者育成だけを指すものでもないと思っております。日々の暮らしの中で、人と人のふれあいの中で、家庭や地域の中で、お年寄りの知恵や経験から、子どもたちの会話の中から、勤めている会社の中から、そんないろいろな中で学ぶことが多いのであります。子供から高齢者まで、自分のことから人のためにと少しずつ意識を変えていくことがひとづくりだと私は理解しております。

地域を考え、町を考え、その意見が反映されていく町が素晴らしい町置戸町になると私は考えております。2,800人の小さな町だからこそできるまちづくり。他人のことや町のことを真剣に考えることができるまちづくり。私はそのような置戸町を目指していくことが私の使命であり、そのことを心に刻み、最後まで全力で取り組んでいきたいと思っております。

選挙後において先程話したような不快な思いが起きるとご懸念があるとすれば、一人ひとりがその感情をいち早く払拭し、従来のようにお付き合いいただくよう考え方を改めていただきたくお願い申し上げます。それに相当の時間を要する、または修復できないとなれば、それこそが大きなまちづくりに対する損失となると思っております。町政においては、私はその責任者として公平無私を貫いて、間違っても選挙の結果による判断だというような疑念を持たれないよう心がけてまいります。

また、私自身も栗生候補が選挙期間に発表した思いと同じで、ラグビーで使われる、試合終了後はノーサイドに共感しております。町議会議員はじめ町民の皆様におかれましては十分ご理解いただき、今後の町政運営にご協力をお願い申し上げます。

私はこの町長選挙が行われて本当に良かったと思っております。それは私の結果が伴ったということとは別に、20年振りに町政、まちづくりを考えるきっかけとなり、町民の皆様がそれを選んだ、選ぶ機会ができたということであると思っております。

私はその思いを受け止め、一生懸命にまちづくりの先頭に立っていく所存でございます。

以上です。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から決意と言いますか、いろいろお伺いをいたしました。傍聴された方々も心強く思ったのではないかとこのように感じております。本当に町を二分する選挙ということでありましたけども、私は両候補を応援した、それだけではなく、今町長の言ったように、この新しいまちづくりをね、真剣に考えた結果が応援につながったのかなというふうに考えてますし、多くの人がまちづくりをそこまで真剣に考えてくれたということに改めてこの置戸、小さな町ですけども、これからいい町ができていくのかなというふうに考えておりますけれども、新町長、選挙中ですか、まあ職員の時代とは違って、こういうふうに町内を見て回った時にですね、景色の違

いとか、あるいはいろいろな人からいろいろな話を聞いて、それをきつと今後のまちづくりに活かしていくようになると思うんですけども、そのような話を聞いて、それを力にしていこうというお話をしておりましたけども、その辺、これからももっともっと町民のお話を聞く機会も増えると思いますけれども、その辺の考え方と言いますか、思いをお聞かせいただきます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今お話がありましたとおり、私も選挙運動、それから後援会活動を通じて各地区の皆様にお会いする機会がありました。一時、コロナウィルスで中断せざるを得ない事態もありましたが、今まで役場の席に座って感じることに全く違った世界がありました。

それはまずは一つは景色でした。3月の末にはいつも冷たい風が西から吹いてくるのですが、4月になっても今年はクマネシリの山に真っ白な綺麗な雪がのって、その中を地域を回った時に本当にこの町は綺麗な町だになっていうことを実感することがありました。日頃感じないことでありました。そして一軒一軒いろいろな話をお伺いした時に、本当にこんな課題があるんだ。それからこんなことで悩んでいるんだ。一人ひとりの生活を通じた悲しさや苦しみ、そして思い。そんなことを感じることでありました。

果たして私は役場に40年近く勤めていてこんなことを感じていたのか、反省することもありましたが、私は皆さんからのご意見をいただいて、そして思いを糧に町政を進めるということで約束をいたしました。その方法につきましては私だけではなくて、町職員自らが情報それから皆さんのご意見を伺えるような体制にしていきたいと思います。今もまさしくそのようになっているかも知れませんが、もっともっとその方策を考えて、皆さんの意見を町政に反映できるような仕組みを作りたいと思っております。

以上です。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 全くそのとおりだと思います。町長心配しておられますようにですね、町民との会話はもちろん、やっぱり役場職員ともね、腹を割っての話をしてですね、まちづくりをしていていただきたいというふうに感じますし、町民の皆さん多く町長の体調のことも心配している方いました。大病したということで今後の体調はどうなのかって心配してくれる人もたくさんいたと思いますけれども、全力でとっておりますけれども、たまには少し息抜きをしながらですね、まちづくりを進めていただきたいということで私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 ここで傍聴席の皆さんにお願いがあります。携帯電話、スマートフォンをこの会場内で利用されてる方がおられるようですので、議場内はスマホ等は使用禁止になっておりますので、そのあたりご配慮お願いしたいと思います。

○岩藤議長 次に4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 冒頭質問に入る前に、私からも町長選、当選の祝意を申し上げたいと思います。3月20日の立候補表明以来、短期間の活動、そして総務課長という役場の中枢にあり、定年退職を待つことなくその職責を本年3月31日まで全うし、置戸町長選挙に立候補するという重い大きな決断に至ったことに改めて敬意を申し上げたいと思います。

また、これからの私の質問の中には公約など町長の立候補前、あるいは当選後の新聞等の会見で既

に発表されておりますが、質問に重複する事項も多々あるかと思えます。新町長の初めての町議会ですので、議員からの一般質問ということでご理解願いたいと思えます。

それでは質問に入らせていただきます。まず最初に町長公約について伺います。井上久男前町長の5期20年の任期満了に伴い、本年5月24日に執行されました置戸町長選挙の結果は、相手候補に285票の差を持って当選されました。戦後の新憲法と新たな自治制度のもと、始めて村民による直接の選挙は町田清光氏が初めて村長に選ばれて以来、阿部重美氏、瀧口政隆氏、齊藤誠氏、そして前町長井上久男氏に続く6人目の民選の首長として初当選されました。

そこで3月20日の立候補を表明以来、おおよそ2ヶ月に及ぶ後援会活動及び告示後の選挙戦を通して町民に訴えた公約について伺います。

1点目は町政執行もしくはまちづくりにあたり、町長として最も念頭に置くべきことは何か、端的に伺います。2点目は少子高齢化、過疎化と人口減少が進む中、町長として最優先に進めるべき、あるいは進めようとしている町政課題は何か。この2点についてまず伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問のあった町長公約についてであります。前段少し述べさせていただきたいと思えます。

先のご質問の嘉藤議員の答弁内容と重複する部分もありますが、よろしく願いいたします。

急遽3月20日に町長選挙に挑む決意をしてから年度末までに、総務課長としての残務整理を早急に行い、3月31日退職してから選挙活動も経験もない中で、立起の要請をいただいた方々に加えて、諸先輩や知友人、生まれ故郷である秋田の皆さんを中心に尽力いただき、4月1日後援会が発足し、活動を開始いたしました。

振り返ると十分な準備もしていなかった私は、町民の皆様にお示しできたことは、生まれた時から見てきたふるさと、18歳から勤めてきた役場の職員としての経験、青年団活動や町内会活動、日常生活での経験に基づくまちづくりの課題しかありませんでした。

18歳で役場に就職した時に思った町のため、人のために働くことと誓った自分。不幸な人が出ない福祉の町が私は原点であると思っております。そしてその勇気を奮い立たせて今回立起を決意し、公約作りを進めました。コロナウイルス感染予防対策のために活動を一部停止するなど、町民の皆様からの様々なご意見をいただき、政策づくりに反映すべきところもあったと思えますが、その時間も短くなり、具体性に乏しい公約であるという一部ご批判を受けたのも事実であります。

そんな中で、ある支援者からどれだけ置戸を愛してるかを訴えろ。多くの人にとってそれを伝えろと、活も入りました。また、辻立ち演説が終わって一人の聴衆の方が駆け寄ってきて、演説は下手くそだなあ。だけど心がこもってる、感動した、応援すると言われたことが大きな励みとなったと同時に、自分が思っているまちづくりへの情熱や必死な姿が知名度もない新人候補が皆さんに認められる唯一のものだとも思いました。私はその情熱を失うことなく、これからの町政の舵取りを行うことが最大の公約だと思っております。

最も念頭に置くべきものは、先程も申し上げました内容につながりますが、私は幸せは人がつくるという信念に基づいて、その人づくりを念頭においてまちづくりを進めようと思っております。その手始めに、就任後まちづくりの先頭に立って活躍いただく職員一人ひとりと三役で面談をはじめ、新

たな気持ちで業務に取り組みよう早急に人事異動を計画しております。

次に最重点課題は何かというご質問ですが、一昨日の町政執行方針で5つの目標をお示しいたしました。どれも大事なものだと思っておりますが、私の1丁目1番地は、今回立起の原動力となった18歳の時に考えた稚拙ではありましたが、不幸な人が出ない町、その実現に力点を置いてまいりたいと思います。老いても、万が一病気になっても、また障がいを負っても安心して暮らすことができるまちづくりを進めたいと思います。

少子高齢化が進行する中では、医療や福祉・保健さらには教育。地域と連携し、しっかりとしたセーフティネットの構築が定住促進や転出の減少につながる基礎になると考えております。もちろん産業育成や労働人口の転入と第6次総合計画で目標を達成するためには重要な施策展開も必須であります。命を大切にすることが最重点課題だと思っております。

私は以前、生きたくても生きることができなかつた患者さん、限られた命の中で生き生きと家族や隣人を思いやる患者さん、そして、人の命を助ける多くの人々と接することがありました。それぞれの姿を見て、命ほど美しく尊いものはないと感じております。その命は生きながらえるだけではなく、最後まで人々に必要とされ、生き生きと幸せを感じることができる人生。そんな多くの人々が暮らす町を実現することが私の最重点課題だと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まず一番先に訴えてきたのは、まちづくりは人づくりのその人づくりっていうことを一番のキーポイントということでお話がありました。そして何よりも住民の健康、命を大切に。そして新町長がどこかの場で就任の挨拶だと思んですけど、町民は、そして職員は家族と同じだと、そういう話を誰かから、僕は直接聞いたわけではないですけど、そういった言葉があったようです。まさに、そのことが今の答弁の中に出たのではないかと思います。

それでは再質問ということで、より具体的にですね、質問をさせていただきます。具体的に伺いますが、まああの選挙戦で後援会だよりや選挙運動用ビラ、それから街頭演説でもキーワードとしてまちづくりは人づくりと、一貫して訴えておられました。若干抽象的に聞こえますけど、まああの先程述べておられましたけど、再度確認の意味でですね、どのような手法や方策を持って人づくりをやっていくのか。今考えがあることがあるとすればお示ししていただきたいと思っております。

次にですね、具体的な執行方針が今回議会の冒頭、町長の方から示されました。その中で何点かですね、私の方からですね、まあ3点ほどなんですけど、確認するという意味も含めて、また町長の考え方ということも含めてですね、質問させていただきたいと思っております。

今回の町政執行方針の中では、これからは緊急性の高いものが、順次高いものから順次着手していくことになると思っております。まさにそのとおりだと思いますが、具体的に町長公約のですね、5つの目標で述べられています中から3点程具体的に伺います。

1点目は児童館の建設の検討とありますが、この建設の時期は、あるいは場所、そして財源対策として国や道の補助制度があるのかなのか。その辺の見通しについて現時点でのですね、考えがあれば伺いたいと思っております。

それから2点目はですね、高齢者や児童施設の人材確保のため、ふるさと就職奨学金制度の創設の検討とあります。この制度のですね、イメージについてですね、具体的にどのようなものなのかを伺

いますとともにですね、まあ私の個人的な意見としてとらまえてほしいんですが、この制度と合わせてですね、町内での事業所あるいは役場も含めてなんですけど、人材確保という就職人材確保対策として、就職後学生時代に借りた奨学金返済の一部をですね、支援する制度も合わせてですね、この制度と一緒に検討してはいかがなものかと、そういった提案を含めてですね、あの質問させていただきます。

現在でもですね、町ではですね、保健師の募集をですね、去年からずっと続けておられるわけですが、なかなか具体的な採用には苦慮していると聞いております。今後のですね、まあ役場の専門的な人材の確保、例えば林業や林政、あるいは農業や畜産、保健や福祉など、専門的な分野の人材の確保が、確保する観点からもですね、あるいはこの制度の活用によるですね、人材確保に寄与するものと考えますが、いかがでしょうか。

それと3点目は住宅の新築や改築の各種補助金の見直しや拡充、まちなか団地の造成を図ることを、今回この執行方針の中で述べております。すでに今議会ではまちなか団地を5区画の宅地分譲を見込み、分筆測量を予算計上していますが、新築時のですね、当然住宅を建てる場合に宅地を取得するわけなんですけど、この場合ですね、新築時の宅地の取得にもですね、一定の補助制度が考えられないか。つまりはですね、今の町の施策の中では住宅部分、土地の上の部分については補助制度がありますけど、土地の取得そのものには補助制度がありません。ぜひこの機会にですね、この土地の取得に対してもですね、一定程度の上限はあると思いますし、無制限にはできないと思いますが、その宅地の取得に対する補助制度もですね、この制度の拡充に合わせて考えてはいかがでしょうか。

以上ですね、最初の人づくりについての具体的な考え方、それと今言いました町政執行方針の中からの3つの点についてですね、町長の考えがあったらお願いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 おおまかに言いますと4点ほど再質問があったかと思います。人づくりについて具体的にどのようなイメージをしているかというご質問があったかと思います。私もあの選挙期間中よく言われました。社会教育を経験してるからそういうような経験を活かしたまちづくりをした方がいいというお話もありましたし、それから私の人物判断として、公民館の深川さんと言われたようなこともありました。しかし、振り返るとですね、私が公民館でやったことってなんだったのかって考える機会がありました。その際、僕がやったことってのは本当に少なく、町の人がやったことをただ調整をしたり、それから考え方を広めたりすることだったんだなということが振り返ると思いました。あの、それは新聞記者に問われた時です。深川さんのキャリアで総務課長、それから産業振興課長、図書館、それぞれ本を書きましたね。それからゆうゆを再開させましたね。さて、皆さんが言う社会教育ではどのようなことをしたんですかということと言われて、じっと考えた時に、何もしたことはなかったと答えてしまいました。まさにその通りで、私が社会教育にいた時には、皆さんから教えられて勤めてきたことが多く、そしてその経験を生かしてこれから町政を進めていこうと思っています。

ある演説の時に申し上げました。これは選挙期間そのことが頭にあって考えた言葉です。社会教育とは社会を教育するという感じではなくて、社会をともに育む社会共育だ。その実現に向けて私は頑張りたいということを申し上げました。まさしく社会の皆さんで人材を育成しながら、そしてその皆

さんで社会を作っていくと、そういうようなまちづくりを進めたいというふうに思っております。

具体的には先程申し上げましたとおり、学校教育や高等教育、それから研修や視察に限らず、様々な人と人とのつながり、講演会それからおしゃべり、そしてふれあいの中で育むことが大きいというように、そのような方策を社会教育課だけではなく、町全体として進められるような仕組みを作ってまいりたいと思います。そこに、もしも財政的に必要なものがあれば、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに私は思っております。町内会活動もそのまさしく一つであろうと私は今思っております。

それでは続きまして児童館の建設、新築の表明をしたことについて、今後の展開、考え方あるものがあればお示しいただきたいということでございますが、児童館建設につきましては、従来からも補助事業として国庫補助、道費補助が制度化されております。しかしながら、実際には国の基準、そして道の基準、それぞれ満度に建設費が充たるとは思っておりません。何か必要な手出しもあるのだろうと思っておりますが、補助事業等を活用しながら財源手当を鑑み、建設を進めてまいりたいと思います。

なぜ建てる方向に向いたかというのは、以前からくまの会の保護者の方から、今の現状は手狭で、そして老朽化が進んでいるという要望もあり、建て替え改修も検討されてきた経過がありますが、今般の認定こども園どんぐりの改修工事を見ても、やはり今ある施設を改修するとなると相当な労力と経費、そして工事も、それに今通園されている児童に配慮しながら工期を長く設定して行わなければならないというデメリットもあることも承知いたしました。それであれば新築をした方が返って子どもたちにとっては良いのではないか。それから留守家庭児童会に合わせて子どもの居場所づくりとして児童館、保育に欠ける児童だけではなくて、子どもたちが集まれるような施設としてリニューアルできないか、新築をできないかということを検討してまいりたいと思います。

場所につきましては、今ご利用されている保護者、そして福祉分野の方、教育分野の方、様々な方々からご意見をいただきながら、その計画は具体性を帯びていくようになるかと思っておりますが、なるべく財政的な手当も考えながら早急に取り組んでいきたいと思っております。

ふるさと人材確保の関係、就職奨学金の拡充の考え方ということでご質問がありました。議員がおっしゃるとおり、福祉職場や、それから医療職場に限らず、置戸町においては様々な産業分野においても人材の確保ということは課題となっております。林業もしかり、農業もしかり、商業においてだって同じであります。このような中で幅を広げて、そのような業態の方々の奨学金も含めて検討していく必要があるだろうと私は考えております。

果たして今、置戸で学生となって子どもたちが将来置戸に戻ってくる気があるのかどうかということがありますが、このようなIターン、Uターンを促進する策として、奨学金制度を設ければより戻りやすくなりますし、そして置戸にとっても有用な人材確保になることになると私は考えておりますので、幅広くこのふるさと就職奨学金制度については考えてまいりたいと思います。

最後に定住対策として申し上げておりました宅地の取得に対する助成の考え方でございます。議員ご指摘のように、建てる時、改修する時に補助制度は本町はある程度整備されております。そして時限立法ではありますが、美しい商店街の事業、それぞれあの制度設計がされておりますが、今選挙を通じた時に言われたことは使いづらいよという部分もあるというふうにお聞きしております。そして

この補助対象にならない部分があって、それがあったから一つ私は廃業するきっかけになりましたというようなお声も聞きました。

担当所管とも協議をしながらですね、この制度の見直しを図っていきたく思いますし、宅地取得につきましては従来の政策、公有の宅地分譲につきましては安価に設定をされてきた経過があります。土地の価格が年々減少して一般の流通の土地の価格も減少している中で、その価格というのはどうかという判断もありますが、従来の住宅政策、そのようなこととの整合性を図りながら、宅地取得についても一定の何かメリットが出るのか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、あの児童館の場所についてはですね。これからいろいろな関係者との協議をしながら早急に進めていくという回答でした。場所については、まあ現在地がいいのか、あるいは小学校の近くにある、まあ昔の第6団地が町有地としてありますんで、あの利用っていうことも当然出てくると思います。そして主に、児童館を利用する子どもたちはほとんど小学生だと思んですが、一部中学生もいるかも知れませんが、そういったなかで、やはり学校に近いこともいいかなとは思っています。これから検討するというので、ぜひその辺の検討ですね、早急に進めて前に進めてほしいと思います。

あと、あの宅地の部分についてはですね、回答の中ではですね、境野の親交団地がまだ3区画程売れ残っております。金額的にはあそこ140坪で坪単価3,500円で、まあ全体でいけば50万円程度ということとなっておりますが、まあいずれにしろあそこも3区画残っておりますし、土地の価格ってのは固定資産税と並行するっていうか、路線価格と平行するんで、あまりですね、土地の価格そのものをですね、下げるわけにはいかない、財産の価値ということになりますんで、もしそれを宅地をですね、あのなんて言いますか、処分を進めるっていうことになれば一定程度町の方ではやっぱり補助制度を考えることがベストかなという、そういう思いで私質問させていただきました。これについては回答は結構です。後程ですね、十分に検討していただいてですね、今回の5区画の、まあまだ価格も決まっていないし、これから分筆して分譲を進めるということですので、ぜひ急いで進めていただきたいと思います。

それではあの2点目の質問に移らせていただきます。新型コロナウイルス感染症に対する経済対策などについて伺います。町は第1弾として国の地方創生臨時交付金を財源に、独自に経済対策や感染症対策を進めております。今もまあ進めているわけですが、4月24日の町議会の議員協議会の資料によりますと、主な事業としては、まああのマスク配布事業、あるいはコロナに負けるな生活応援事業、企業や個人事業主に対する事業継続給付金事業、同じく中小企業貸付金の利子補給、さらには商店などを対象にしたポイントカード導入事業、あるいは防災対策としては、あの備蓄備品の整備事業、またクラフトの作り手の支援としてオケクラフト活用支援事業、あるいは感染予防として歯科診療所備品整備など、おおよそ4月の段階での積算では6,130万円程度ですね、経済対策としてコロナ関連事業を進めていくということで、すでに一部実施済みのものもあります。あるいは今定例議会で補正予算の提案しているものもあります。

そこで5月25日に国は緊急事態宣言を解除しました。また6月19日には首都圏や北海道との人

の移動など、他県をまたぐ移動の制限が解除されましたが、しかし未だに感染症の終息が見込めない状況にあり、ワクチンや治療薬の開発にも時間を要し、先の見えない長期戦になることが想定されます。

このような社会情勢の中にあつて、新型コロナ感染拡大防止策と、一方では経済社会活動の再生の両にらみの中で、国の動きとしては第2次補正予算案を6月12日に成立させ、この中には自治体向けとして第1次補正予算の2倍の2兆円の臨時交付金が計上され、すでに各自治体に配分が決定したという報道がありました。本町においては今月17日には第2弾として商工会より4項目からなる追加経済対策の要望を受けたと聞いております。

このような先行き不透明なコロナ禍にあつて、町として今後第2弾、あるいは第3弾の対策として今後どのような経済対策を考えているのか、町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 新型コロナウイルスに対する経済対策についてでございます。昨年11月頃、中国に端を発したこの新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中において猛威を振るって、現在も多くの感染が拡大されている国があることが報道されております。その間多くの犠牲者を出し、今や人々の生活様式と経済活動も一変させてしまいました。

我が国においても開催されるはずであった東京オリンピックの延期など、各自治体においても予定されていたイベントの多くが中止、延期となっていることはご承知のとおりで、本町におきましても町の一大イベントでありました人間ばん馬大会が中止となり、国は道の要請に基づく自粛かつ生活によって、とりわけ商工業者にとっては極めて深刻な打撃を受けた状況と私は認識しております。

こうした状況を鑑み、本町において新型コロナウイルス感染症対策と緊急経済対策といたしまして町民1人につきマスク10枚とコロナに負けるな生活応援事業の商品券5,000円をお配りさせていただきました。また、国においては4月20日閣議決定された1兆円のコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたことを受け、さらに実施した対策事業と合わせて今定例議会において経済対策に重きを置いた約3,000万円弱の補正予算を計上させていただいたところであります。

全国的な新規感染者の減少と病床数の確保が見通しが立ったこともあり、国や道の規制緩和も順次進んでおります。少しずつ日常生活を取り戻しつつありますが、根本的にはこのコロナウイルス感染症の治療薬がまだできない中では油断するわけにはいきません。そして終息するにはまだまだ時間を要するものと認識しております。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が第2次補正として2兆円拡充されたことを受け、本町に対する交付限度額は第1次4,743万円に合わせて今回の2兆円補正で1億6,268万3,000円の限度額が示され、計2億1,011万3,000円と限度額が設定されました。地方において今後さらなる対策事業の実施が国においても求めてくると思いますが、町民の皆様のご生活や町内経済の活性化に直結した取り組みについて、要望を十分にわきまえながら切れ目なく対策を講じてまいりたいと思います。

先程議員からお話がありましたが、6月17日には商工会より第2弾の要望が出されております。この内容を十分検討しながら次の対策を練って9月の補正対応等を考えてまいりたいと思いますが、今回先程申し上げましたとおり2億1,000万円を超える限度額が設定されました。これは私はこ

の対処的に点滴療法をするのと同時に、私は長期の経済を再生していくための投資としてインフラ整備も含めて検討を考えていきたいと思います。

その一つの方策には頭にある中では、光ファイバーの整備などもこの中に含めて、コロナが開けた後も活かしていけるような施策を考えてまいりたいと思っております。光ファイバーの通信網は5Gの時代に入ります。そしてICT産業においてもICTの活用が叫ばれている中、これは必須の項目になると私は思っております。

国の補助事業は時限が切られておりまして、本年度までの提言に対して手厚い補助をするということでありましたが、本町におきましては骨格予算ということもありまして、そこに当初予算では計上しておりませんでしたので、このコロナウイルス対策交付金と合わせましてですね、次期の議会にお諮りをしていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、あの相当息の長い、そして単発的ではなかなか解決しない、いろいろまあ策を練ってということだと思います。そんな中にはインフラ整備も消費拡大だとかそっちの方だけではなくて、インフラ整備も合わせてやりたいというお話でした。まあ、当面はですね、なんて言っても商工業の方々やいわゆる消費の面での消費喚起って言いますかね、そっちの方にも手を差し伸べなければならぬと思います。あの商品券の交付事業、町民1人に5,000円配布したわけですが、これは7月の末までの期限ということでもありますんで、まあこれは7月で切れちゃうから、今度8月以降または冬場に向かっていると、ちょっと長期的なことも考えなければならぬではないかと思っております。であの当然まあ頭には置いてあると思うんですけど、まああのプレミアム商品券の発売ということで、これについてはそのプレミアム率をですね、何パーセントにするかっていうこともいろいろあると思いますし、今後これもですね、当然あの商店街側から要望があると思うんですね。そんな中でですね、北海道は今6月の定例議会が始まっているわけですけど、市町村が自治体がやるプレミアム商品券の事業に対して10%上置きすると、そういうことがこないだの新聞で報道されてました。北海道としたら第4弾の今コロナ対策をやってるわけですね。そんなことですね、ぜひ町もですね、8月以降このプレミアム商品券を発行するとするならば、これと併せてですね、まあ自治体によっては30%のプレミアム率ってところもあるようですけど、思い切ってますね、まあ50%、最大50%。北海道が10%上置きするのであれば、それに絡めてですね、町の持ち出しが40%の道の部分が10%とか、いろいろ方策はあると思うんですが、ぜひこの検討をですね、していただきたいのと、あと勝山温泉の入浴者が減ってきている、そういった報道がありました。これについてはですね、町民の温泉っていうことですね、ぜひこの機会にですね、まあ利用するっていうことも含めて、まああの勝山温泉利用に対するクーポン券の配布、まあどの程度の割引率がいいのかは別としてですね、ぜひこれもですね、今後の検討の課題に入れてほしいなと思っております。

それから小規模事業者の継続給付金の関係なんですけど、町は独自に50%以上の事業者に対しては30万円、30%以上の減少者に対しては20万円ということですので既に実施はしているわけですけど、あと残ってるのはその国の持続化給付金、それが今進んでるようですが、このハードルがですね、50%以上の減少率がなければ対象にしないという、そういう国の制度になってるようです。このことが非常にネックになってるようですので、最終的には町ですね、もうあの独自の策として、これ

ら50%にいかない、例えば20とか30とか、そういう減収になってる事業所に対してもですね、町としてですね、ある程度独自のですね、施策を今後検討してはどうかと思います。

そんなことでいわゆるクーポン券でなくてプレミアム商品券の発売のこと、それから勝山温泉の町民を対象にするクーポン券の発給のこと、それから小規模事業者に対する給付金の増額、そんなことをですね、3点ほどちょっと再質問ということで私の方から意見として申し述べたいと思いますが、これについて町長の考えを伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まず、前段ですね、町の対策、それから国の対策の今の現状をお話いたします。新型コロナウイルス、これは全国民に10万円ずつ給付をするという事業であります、本町、先週ですね、金曜日の時点で交付率は97.5%、まだあと2.5%の方がまだ給付をされていないということが判明しております。この2.5%、約70名程度の方、この方がまあ内容を承知して受けていないのか、それとも分からずに受けていないのか、これにつきましては所管課の方で調査をしてみたいということになっております。

それから町の単独事業の関係でございます。コロナに負けるな生活応援事業、先程議員もおっしゃられました5,000円の奨励金としてお配りした商品券でございます。これの回収率、使用率ではありません、回収率が先週段階で62%、870万9,000円、これはまだ1ヶ月を残しておりますので、最後までまで伸びるかもわかりませんが、一定程度の成果が出ているというふうに思います。

それから置戸町持続継続給付金。これにつきましては現在収入減少率50%の方が34件、収入減少率30%以上の方が4件と、38件の方がこの申請をなされているということになっております。一定程度この一次対策の検証をしながら二次対策は考えてまいりたいと思います。

商工会の方からも先程議員もご指摘のようにコロナに負けるな生活応援事業の継続もしくはプレミアム商品券などのような創設等も要望されて、4点の要望が上がっております。中では先程議員もおっしゃられましたけども、減少率の問題で対象にならないような人、もしくは基準で収入の基準が事業に関わる比率の問題で対象にならない方、それから起業したばかりで前年度の収入が判然としない中で増減率を特定できないというような方の課題等も提起されておりますので、そのようなことも含めまして内容を検討しながら二次対策は練ってまいりたいと思います。

まあプレミアム商品券も道の上置きがあるということで、商工会とも検討してまいりたいと思いますが、勝山温泉は先週経営の今月の報告という時がありまして、実は自粛が解除されて相当のお客さんが戻ってきていますということと、それから新聞報道でもありましたように、コテージの利用は堅調であると、まあ堅調というよりも伸びていますという報道もありました。

あの勝山温泉はなくてはならない大きな本町の資源だと思っておりますが、勝山温泉への給付というよりも、勝山温泉はこれからのお客さんを呼び込めるようなことも含めたテコ入れを図っていきたいと思います。それは宿泊棟を検討したり、それから新たな観光の目玉となるようなものを想像してみたり、そしていろんな多くの方が関わっていただいて、この勝山温泉がますます利用客が増えるような方策をこのコロナウイルスと合わせて対策と併せまして検討してまいりたいと思います。

それから小規模の事業の継続給付金、国の政策から漏れてしまうような内容につきましても先程申し上げましたが、置戸町独自の事業継承給付金それぞれと整合性を図りながら今後検討してまいりた

いと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。それぞれいろんな形で今後検討するというので、これまたあの9月の定例議会あるいは12月、もしくは急ぐものについてはですね、専決処分とか臨時町議会を開いてですね、どんどん進めていただきたいと思います。

1点だけ、最初あの町長が触れられました10万円の国がやる100%国が出す特定定額給付金のことについて1点だけ触れさせていただきます。まあ97.5%の給付率っていうことですから相当高い給付率であります、これちょっとすでにご承知かも知れませんが。全国的な問題、課題として4月27日の基準日で、ここに4月27日現在で各市町村自治体の住民票のある方に1人10万円を給付するという、こういう国の制度ですね。ところがですね、これはなぜ今問題になってるかっていうと、4月27日まで存命していて28日に亡くなった方、それ以降ですね、その方についてもですね、実は10万円の給付対象になるわけですね。権利があるわけです。ところが4月27日に生まれてなくて、28日生まれた方についてはですね、子どもさんですよ、生まれた方には該当しない。それではどうもですね、まあ何て言うのかな、不合理がないのかっていうことで全国的な自治体でのいろんな問題って言いますか、不合理ということいろいろ住民から意見があるようです。

そこで、これはある新聞のネットで見たんですけど、すでにそれに対するですね、本州の方では補完する意味で独自のですね、これは国の対策に拾われないから27日以降は。独自の市町村の独自の施策として、同じ年度に生まれた子どもさんですので、来年の3月31日まで、もしくは入学の関係で行きますと4月1日になりますよね、小学校同時に入るの、それまでのですね、生まれた方についてはですね、等しくそれぞれの市町村の独自の施策になるけど、それをあの救済するというのも考えている自治体があるようです。

すでに周りのこの地域の自治体でそういう意見があるかどうか分かりませんが、ぜひですね、このちょっと国の制度として4月27日の基準日がですね、法的な根拠ってのは全くないわけですね。ただ、早く国民に10万円を給付するというので27日の基準日を設定したわけですけど、ぜひですね、ちょっとこの基準日のセットに不合理があるっていうか、異論があるようですので、置戸町としてですね、まあ今すぐどうのこうのってはいえないかも知れんけど、その辺のこともですね、ぜひですね、ご検討いただきたいと思います。

多分1年間に生まれる子どもさんの数っていうのは20名程度だと思うんですよ。多くても20数名。少なくとも17、8名ということで、まあ4月27日以降、来年の3月31日まで、もしくは4月1日まで何人生まれるか分かりませんが、もしそういった生まれた方ですね、10万円町独自の施策として実施するとするならばですね、せいぜい200万円か。20人で200万円程度だと思うんですが、何とかですね、その制度をですね、拡大解釈でいいのかわかんないけど、国が拾えなかった不合理な政策に対してですね、町でですね、まあ関係者と協議しながらですね、ぜひ今後生まれる子どもさんに対するですね、10万円の給付っていうことで検討していただきたいと思います。もし、これについてご意見があればお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ、あのそのような内容のこと、私ちょっと承知しておらなかったんですが、

実はあの商工会の方から子育て世帯の支援策の創設ということも今回要望書の中にありました。その中で包含されていくべき、できる可能性があるのか、それから従来の施策との整合性を図りながらできるのかどうかというのは、十分担当課とも協議をしながら詰めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時5分から再開します。

---

休憩 10時46分

再開 11時05分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 高谷 勲議員。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に質問をいたします。

新町長としての考える置戸町の今後の農業政策について伺います。今年5月に実施されました町長選挙において、相手候補を破り、井上町長の跡を引き継ぐことになりました。心よりお祝いを申し上げます。町長は期間中において様々な政策について訴えてこられたと思います。

内容についてはリーフレットであり、また数回にわたりチラシなどにより有権者に訴えてこられたと思いますが、まあ残念ながら私の手元にはその部分については届きませんでした。これは町長の責任ではありませんけれども、支持するしないに関わらず、広く町民に自分の思いを伝えると、そういう思いであれば私にも届けていただきたかったなと、これが非常に残念な思いであります。

まあこれから、そこでこれからの置戸町をどのようなまちにしたいと思っておられるのか。特に基幹産業である農業について政策としてどのように進めていきたいと思っておられるのかをお聞きしたいと思います。

きたみらい農協は平成15年2月1日に北見市周辺の8つの農協が合併をしてから17年となりました。平成30年度の置戸農業の生産額は60億円を超えて史上最高の生産となりました。しかし、置戸の農業を取り巻く状況は決して良好と言える状況ではないというふうに思います。60億円を超える生産額でありながら、昨年は前年比9戸減ではありますが、13戸の農家が期末、年末において組勘の整理に4,351万5,000円のマイナスでありまして、これらについては、上は1,200万円から下は80万円まで、平均で334万7,000円の貯金を取り崩して処理をしております。借り入れを起こしてる人はいませんが、貯金を取り崩して処理をしております。

前年対比9戸の限度はありますが、1戸あたりのマイナスは平均で70万円ほど増となりました。まあ中には使い過ぎてるといような農家もないわけではありませんが、過去最高の生産額でありながらも、収支がマイナスの農家がいる状況にあります。

井上町長は常に置戸の重要な基幹産業である農業をきたみらい農協のどの地区事務所よりも高い支援対策で支えていただきました。昨年の3月の一般質問の中においても、今後5年間に離農をする予

定の農家を13戸380ヘクタールの農地が流動すると申し上げてきました。しかし、現状では離農予定者とされる農家以外にも離農を決意する農家が現れ、想像以上のペースで農家戸数は減少しております。

農業者の高齢化、後継者不足など抱える課題は多く、井上町政が実施してきた対策はもちろん、深川新町長が考える農業政策はどのようなものがあるのか。また、置戸が抱える課題をどのように捉えておられるのかをお聞きいたしたいと思います。併せて新型コロナウイルスによる置戸の農業に及ぼす影響をどのようにお考えなのかをお聞きいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 高谷議員のご質問の農業政策についてでございます。私もあの役場職員として農業も皆さんに助けられながら勤めてきた経験もあります。高谷議員がおっしゃられましたとおり、JAきたみらいになってからもう17年が経過したということも承知しております。

その間、その以前も私は農業っていうことに少しかじった経験があります。当時私が入った頃にはきっと300戸を超える農業者が昭和50年代だったんですけどもあったかと思えます。それが今100戸を割り、今は90戸を割り、そして先程お話のように84戸、これは法人も含めての84戸と、大幅に減少してきたんですが、農地はそれほど減らないということは、その農地を皆さんが一生懸命規模を拡大して効率化を図りながら守ってこられたということでもあると思います。

初めに農業の現状について申し上げます。まずは農家戸数ですが、法人経営9法人を含めまして、今申し上げましたとおり84戸となっております。内訳といたしましては、畜産複合経営を含め、畑作が40戸、酪農・肉用それからTMRセンターもこれを一つ事業所と事業体と考え、畜産が44戸となっております。また、そのうち65歳以上の経営体は畑作で3戸、畜産で4戸、合わせまして7戸であるということで、あの数字上は上がって全体に占めます割合としては8.3%、先程高谷議員がおっしゃられました去年の議会で、今後離農が想定される戸数13戸というお話もありましたが、それとはちょっとまた違った数字にはなってございます。

次に昨年度の本町の農業収入ですが、JAきたみらいの組合勘定収入ベースでの数字となりますが、農産収入では前年比1億6,700万円増の16億6,900万円、畜産収入では前年比4,600万円減の30億1,500万円、これに国の交付金等を含めました雑所得、農業収入全体でも57億9,200万円と、過去2番目の出来となった昨年より2億2,400万円の増額と高水準を維持しております。

先程の高谷議員が言われました60億円というのは、きっと組合勘定以外のものもあの推計されてのお話だったかと思いますが、出来高については相当高水準を維持していると。その一方でおっしゃられましたとおり、家計収入と言いますか、実収入の収支については改善されてない現実もありますということも承知しております。

さて、本町が抱える課題として農業政策のご質問でございますが、本町に限らず地域農業が抱える課題は担い手の確保、経営基盤の強化、農地流動化対策、基盤整備など、どれも大事な要素だと思います。まして本町の成り立ちから言いますと、農業・林業は本町の基盤産業でございます。

このような中で、本町の一番大きな課題といたしましては、農業を後継する畑を耕したり、畜産経営をする後継者不足による農家戸数の減少や1経営体当たりの経営耕地面積の拡大が必須だと思っ

おります。高齢化等により後継者がいない状態で離農が想定される中、個人経営での経営面積拡大には限界があり、本町には先駆的に中間管理事業等の活用により法人化も進められてきております。勝山グリーンファームや拓実フレッシュ農園のように、大規模法人化により経営規模の拡大を図っていくことも大きな農業を維持する方法だと思っております。その前提にはICTロボット技術を活用したスマート農業の推進やTMRセンター、哺育育成センター、コントラクターなどの活用など分業化を進めたり、外部委託を含めて営農支援組織の育成など、労働力の省力化対策にも取り組んでいく必要があると認識しております。

また、Uターン就農者や新規参入者の育成確保も取り組むべき方法のひとつだと思いますが、なかなか今までの例を見ましても困難性が高い、そして個人経営でそれだけの資金力を要して新規に参入する難しさがあるのも承知しております。そのためには現在行っております新規就農支援者対策だけではなく、Uターン就農者に対する事業継承時の支援についても検討してまいりたいと思います。

私の農業経営体についての考え方は先程申し上げました大規模経営、法人経営から家族経営までいろいろな形態が存在する地域の農業こそが足腰の強い魅力ある農業だと思っております。私は今回選挙に出るにあたりまして地域を回らせていただいた時に、ある農業者の親子からこんなお話を聞かされました。お父さんは農業を経営されて、息子さんは一度会社勤めで都会に出られた方だったんですけれども、その時にお父さんは苦労してこれだけの経営規模拡大をして良かったというお話と、息子さんは本当に帰ってきてよかったというような笑顔を見た時に、置戸の農業にとってはまだ明るい材料がたくさんあるんだという自信も持つことができました。

一方で先程申し上げました現実もございます。高谷議員ご指摘のように、やはり農業経営を維持していくためには経済というものは必ず付きまとうし、夢や希望だけで農業を続けていけるものではないと思っております。現在まで井上町政が取り組んできました各種支援策を継承するとともに、または一部時代に合っていないような施策については見直しも含めて支援策は今後も展開していくことを私は考えております。

家族経営が安心して営農を続けられるよう新規作物の導入支援など、バラエティな農業が実現できるよう、きたみらい農協をはじめ各種関係機関とも十分に連携をとり、置戸なら新規就農してみたい、そして継いでみたいというような魅力ある農業の実現に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

先程の話でもう一度戻りますが、農業者のあの笑顔っていうのは忘れられません。その方は個人経営の方で大規模な農地をお持ちの方だったんですが、果たしてこの人たちが未来ずっとこの大地で土地を耕して農業を続けていけるような農政を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 それではあの町長からいろいろ今お話をいただきました。置戸町が抱える問題についてはほぼ私が捉えているところと大きく相違はありません。ただ、あの現状置戸町だけでなく、今国際的ないろんな情勢もあります。TPPありEPあり、日米の貿易協定、こういったことも将来の農業経営に対する不安の要素だと、そういうふうに思っております。これらはやはり足腰の強い農業を確立して国際競争にも勝てる、そういう環境づくりを行政と農協が一体となって

やっていかなければならないんだらうと、そういうふうに思いますので、新町長としてこれからもそういうところには積極的に取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

で、あの昨年3月だったというふうに思うんですが、13戸の5年以内ですね、13戸の農家が離農を今後5年間のうちに離農をすると、そういうようなお話をさせていただきました。その後ですね、あの組合員に対する意向調査と、今後20年を含めて意向調査というのを実施いたしました。そこで60歳以上で、町長がおっしゃられましたけども、60歳以上で後継者がいない方は6戸、この中にはですね、もうすでに80歳近い方もおられるので、今後5年間の間には間違いなくこれは離農だろうと、そういう方が6戸です。それからすでにもう離農を決意されている方、これは65歳未満の方もおられるので、それが4戸。合わせて326ヘクタールがこれから今後5年以内に農地が流動化されると、そういうような予定になっております。

地域としてはこの具体的なんですが、川南地域で2名、拓実で4名、常盤で2名、中里、北光それぞれ1名と。それらをトータルして326ヘクタールと、そういう数字がございますし、それから20年以内というふうに置き換えますと20戸、これは739ヘクタールに。これがこれから20年以内ですね、農地が流動化する、そして農家が減少していく、そういうことになるんだらうというふうに思います。

残された農家戸数については町長84戸というふうに申し上げたと思うんですが、実際にはですね62戸。62戸の方が20年後ですね、20年後には現状82戸ですから、20年後には62戸に減少し、1戸あたりの平均面積は64ヘクタールと、そういう面積をこれからあの営農していかなければ、すべての面積約4,000ヘクタールあるんですが、それを全部耕作していこうとすればそれだけの面積が必要になってくる。それだけの面積が戸あたりの平均面積としてあるということでありませう。

そこで町長も政策の中でも、政策と言うか、何かでおっしゃられている高能率な機械の導入についてのその資金の確保、そういうこと。それからICTと言われるそのスマート農業。今言われるあの自動操作だとか、そういうところを目指す方向。そのためには先程町長がコロナ対策でおっしゃられたあの光回線の関係は全て網羅していかないと、現状では例えば拓実の地域の一部であるとか、そういうところはなかなか正常に作動しない場所もあるということで、それらの整備も合わせてやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

抱える問題点というのは、私もちょっと町長おっしゃられた部分では、高齢化で、まず後継者の問題、現状置戸町の中で今現在82戸の中で後継者がいるのは14戸であります。したがって、これらの方もいずれは高齢化、もうすでに高齢化された方もいるけども、将来的に高齢化して20年後以降にはさらにまたその離農を決意しなければならない方も中には含まれているんじゃないかなというふうに思うので、その辺のために先程も申し上げましたUターン、Iターン、そういった人たちの確保についてもしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それから農家戸数が減少することによる今の9つ置戸にあの営農集団があるんですが、これらの集団の再編、地域のコミュニティと言うか、そういったものも非常に希薄になって農家同士のコミュニケーションはなかなか取れないような、そういう体制になる懸念があるという意味では、その辺についても農協もちろん、あの皆さんの意向調査考えながら、これから先に向けてはまあ4つなりに再編

をして、地域の営農集団体制を取り直すと、そういうことも検討材料としてあるんだというふうに思います。

それから農家の労働力の確保の問題があるんですが、今の府県なんかはもちろん、あの外国人の労働者が確保できない状況、コロナ対策の問題で外国人が来れない状況ですし、そういった意味で収穫作業もできないような状況の農家が非常に多いと、そういう現状にあります。そこでこれら労働者の確保対策についても一つ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先程、フレッシュ農園の話が出てきたんですが、きたみらいは今年から外国人の技能実習生をベトナムから9名を受け入れてるんですが、先日フレッシュ農園で作業していただきました。そのベトナム人もすでに2月の時点で入ってきてましたから、そのベトナムの方だとか、いろいろその有志の方を含めて非常に拓実地域というのは石の多い地域で、播種作業が終わっていても、これからその石の除去、そういったことをやらなきゃならないということで、先日その外国人労働者ベトナム人9人、非常に真面目に働く人だそうなんですが、そういう人たちの労働力を確保して、何とかしていかなければならないと、そういうことが1点。それと何月でしたか、あの地域おこし協力隊の話もさせていただきました。それは農業に対する参入の問題で、そこも一つ真剣に考えていただきたいなと。やみくもに地域おこし協力隊、数多く受けることでなくて、そういう目標を持ちながらその辺の人たちの確保についてもなんとか行っていただきたいなと、そういうような思いであります。

あとはあの町長言われたように、まずその農業基盤整備、それから経営体の強化、こういったことも一つ重要なメニューであろうというふうに思いますので、その辺についても何とかやっていただきたいなということで、これらについて何かお考えがあればお答えいただきたいというふうに思います。とりあえず。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先程1回目の質問の時に、コロナ対策についてちょっと答弁漏れがありましたので、コロナ対策は先程、商業・工業を中心にお話ししましたが、私も承知しておりました。外食産業が伸びない中で、原材料となっているイモやタマネギの価格は相当低迷しているんだという現状もお聞きして、今後その清算金や今年の生産額が大きく減少していく可能性がありますよというような内容もお聞きしておりました。

これにつきましてはやはり、先程のコロナ対策と合わせて講じていかなければならない課題だと思いますし、政府の補正予算においても、コロナ対策については一定程度予算が配分されているというようなお話も聞いておりますので、その推移を見ながらコロナ対策については、それでどうしてもあの救えられないような内容のものがあればですね、町費で投入をしていかなければならないというふうに思っております。

まあ、先程いろいろ言われましたが、光ファイバーにつきましては先程本町この機会にコロナ対策も含めてですね、インフラ整備を行いたいという中には、前提として情報格差が起きないように全地域を網羅できるような形で進めたいと思っています。それは片手落ちで、今までも光ファイバーが入ってる市街地区はいいんですが、それ以外のところはADSL、実際にはADSLでは今のパソコンの使い方にも耐えられないよってというような現状もお聞きしました。

一方で携帯電話の普及があって、電波の携帯電話で用が足りてる部分もありますが、その5Gにつ

きましては、やはり情報量が相当多いということで、光ファイバーが全地区に網羅されるような内容でなければ十分な活用が図られないというような問題提起もありましたので、ぜひともそのように取り組んでまいりたいと思います。

後継者の問題は本当に深刻だと思います。未来を見れば後継者の問題が必ずぶら下がってくる。これは、農業に限らず林業も、それから商業も同じ課題だと思っております。これにつきましては農業は農業で解決するのではなくて、いろんな産業の方々が知恵を出し合ってどうしたらいいかということを考えていく時期に来たんだらうと。手を携えて情報を共有しながら、それはあの外国人の労働につきましては一部選果場では外国人がすでに入っていたり、一部の法人農業経営者の中でも外国人の労働者が導入された経過があります。そのような中での実践もありましたし、経験もありました。そんなことでの課題や問題点を皆さんと一緒に議論しながら、JAきたみらいさんが今年始めた実習生制度と合わせて、本町にとってどれが有用かというようなことを検討してまいりたいと思います。

人口減少、農家戸数減少で、営農集団の再編というような課題もあるというお話もありました。これは本町の行政機構でいきますと、農業委員会だとかの選出の方法にも大きく影響してくることもあります。この営農集団の再編につきましては農協とも十分連携を取りながら考えてまいりたいと思いますし、営農集団イコール町内会である場所もあります。様々な生活に影響をきたす可能性がありますので、まあ十分連携をとってまいりたいと思います。

先程と重複しますが、労働力の確保はこれからの大きな課題だと思います。しかしながら、私は安かろうで今は労働力が確保できない、これは今まで外国人を受け入れてきた企業の方からもお聞きしました。そしてエージェントって言いますか、その仲介をしていただける方にも多額の費用が必要だというような内容も聞いております。それから文化の違い、言葉の通じないような課題もあります。様々な課題がある中でも、労働力の確保という中に外国人というのは視野に入れて取り組んでいかなければならないと思っておりますが、受け入れる側の労働の近代化ということも大きな課題だと思います。大変な労働のところ、それから賃金が安いところに労働力は決して集まっては来ないんだらうと思っております。使用者側の課題も改善していかなければ確保はなかなか進んでいかないというふうにも認識しております。

地域おこし協力隊につきましては、私農業に限らず置戸町のまちづくりに新しい風を呼び戻すためにも、地域から他の町からも若い人を含めて呼び込んでいきたいということを政策として訴えてまいりました。これは農業に限らず、まして置戸はその地域おこし協力隊制度のモデルとなった地遊人制度をやった町です。まあ、そのノウハウがまだあります。それを含めて農業にも活用していけるのか、そして他の産業にも活用していけるのか、そんなことも含めてこれから十分皆さんのご意見をいただき、そして産業界の皆さんの意見交流の中で進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたしたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 いろいろいただきました。あの、まずコロナ対策の関係のお話の中で、国が令和2年度の補正予算総額2兆4千4百1億9,000万円。このうちのいわゆる高収益作物次期作支援交付金というコロナ対策の支援策が今打ち出されていまして、置戸であればまあバレイショであるとかタマネギに関しては満額これらが支援策の中に当てはまればですね、10アール当たり

これは5万円なのですが、置戸は中山間の地域に指定されてますので5万5,000円、それから新たな品種の新技术の導入等を取り組む農家についてはさらに2万円、それら合わせて最大すべてに網羅して当てはまれば約11万円の、その対策費が支援交付金として交付されるというような案が今示されております。これ、どこまで置戸町のいわゆる該当者の中で全部が当てはまるかどうかかわからないんですが、少なくとも5万5,000円というのは、そのイモ、それからタマネギ、青果類の生産者についてはこれに当てはまるということで、例えばそのムギとかビートというのはいわゆる政府管掌作物と言われて、ある程度価格が保証されてますから、コロナに対してもそう大きく影響はないというふうには思うんですが、これはもう12月の最終的な生産の時期をみないと結果がわからないということなんで、これらについても町長おっしゃられたように、この枠から外れた部分についてはきちとした対策を講じていただきたいと、そういうふうに思います。

国としては、これらについて正確な数字は分かりませんが、2兆あるいは3兆数千億円というものがこれに充てられるというふうに聞いてます。うまく充てはまっていれば、特に今年はタマネギなんかは、九州なんかも畑の圃場の中で廃耕されているような状況で、現状では例年の半分ぐらいの価格だというような状況では、昨年也非常にタマネギについては悪い状況でありましたし、まあ2年続くと、さらに先程言った年度末で自分の貯金取り崩して整理する方はまだしも、いわゆる担保物件のない方は借入れを起さないと年が越せない、そういう農家が出てこないとも限らないと。その辺については十分よく観察しながら、それらに対する対策を講じていただきたいというふうに思います。

それから労働力確保と、いわゆるその町長が多分選挙期間中にですね、公約として定住移住対策について置戸の産業の担い手、これは単に農業だけじゃなくて、林業、まあいろんな分野の産業含めて、居住スペースの建設ってというようなことおっしゃられていたんじゃないかなというふうに思うんですが、これらについてもですね、あの検討していただきたいと。以前には境野の交流センター「あぐり」は、こういうその農業分野の従事者に対する宿泊施設というのがありますが、様々な分野にそういった人材を確保するための居住スペースとして、その辺の部分について検討してはどうかなというふうに思います。

調べてみたら、北海道知内町に地域産業担い手センターというセンターを建設、いわゆるマンションタイプの居住スペースなんですけど、まあここからいろんな産業分野に、その人はここを拠点として活動をするような、そういう施設の建設を検討してはどうでしょうか。この施設はいわゆるCLT、パネル工法を採用したいわゆる建築物ということで、町内のいわゆるカラマツを含めた林業資源の確保、そういうことも視野に入れながら検討してはどうかなというふうに思いますので、これらについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ、あの勤労者の住宅の政策につきましては移住されたり、それからあのお勤めのために置戸に住んでみたいという方のための住宅というのは、なかなか町営住宅で所得制限が引っかけたり、いろんなことがあるんですが、今の町営住宅は相当数空いてきている現状もあります。用途変更も含めてですね、リニューアルしてでも使っていけないかなというようなことも考えております。

それから若者交流センターも少し空きが出てきております。そのような活用も含めてですね、あのなかなか一足飛びに新しい物を作るっていうことは今申し上げられませんが、あの今あるものをリユース、リニューアルしながらでもですね、活用していけるような工夫をしていきたいと思います。

農業に限らず、老人ホームの職員も今一番最初に特別養護老人ホームが建設した住宅っていうのは昭和57年の住宅で、結婚するから住みたいんだけど、シャワーもないのでここでは住めませんというようなお話も聞きました。そして違う住宅を斡旋した経過もありますので、あの住宅っていうのは今の時代に働く人に合った住宅でなければ、なかなか、安かろうだけでは来ないということも認識しておりますので、あのリニューアル、そして改修も含めて、今後進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 今の居住スペースっていうか、その確保についてはね、あのそうそうすぐに新しいものというふうには考えられないっていうについてはよくわかりました。あの以前にも町営住宅のリニューアルと、それから用途変更しながらという部分で、私たちもその例えばどこだ、豊浦町の視察をしたり、その中で現状ある町営住宅を長寿命化も含めて、かなりリニューアルする、あるいは一般住宅を借り入れて、それをそういう拠点のスペースに活用して、家主を置きながら、そこ契約しながら貸し付ける。あるいは長期・短期、そういった人たちの置戸のその滞在のそういう拠点に、そういうことも検討していくべきだなというふうに思いますので、それについては十分検討していただきたいなというふうに思います。

町長の施政方針というか執行方針、その部分には農業分野はわずかなスペースで、これはどういうことなのかなっていうふうに思っていたもんですから、この辺については町長が独自の、自分としての政策があるとすればそれはお聞きしたいなというふうに思いました。

先程おっしゃられたように、現状ある農業政策の中でも整理をして、これは廃止をして新たな政策に切り替えていくべきだとか、そういうものの中にはあるんだというふうに思いますけれども、まあ最後に町長が井上町政を引き継ぎながら、自分の独自のいわゆる政策としてこういうものがもしあるとすれば、農業分野でどういうものがあるのか、それをお聞かせをいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 お恥ずかしい話なんです、この選挙に入ってからですね、あの農家さんを回らさせていただけた時に、今はあの乳牛の雌牛は確実にメスなんですよっていうことを私は知らなかったり、それからあのある農業者がトラクターで夕方耕している時に、スマホを乗っけて地図情報を見ながら乗っけてる姿を見ました。本当に僕がいた時とは本当に一段進んだあの農業があつという間に進んできた。これは先程議員もおっしゃられたように、急速に後継者や労働力が不足して、そして農業後継者がいなくなる、農業がダメになるということから、皆さん農業者自らも力を出して取り組んでこられたことだと思っています。

農業分野、特別私が今こうするというものは申し上げられませんが、これから皆さんとご意見をいただきながら、時代に合った農業、その道、そして置戸らしい農業というものを一緒に作り上げてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 長い井上町政の中で先程申し上げましたが、非常にあの農業に対する思いは強くて、特段の支援をいただきました。まあ特にその酪農ハーベスターであるとか、麦であればコンバインであるとか、これらの支援は他のきたみらいの中では絶対行われてなかった部分で、非常に心強く思っております。それは継承していただきたいし、それから新たな政策をこれから検討して行ってですね、今すぐ井上久男を乗り越えろということではありませんけども、やはりそこを目指して置戸の農業のためにいろいろな部分で政策で示していただきたいなというふうに思います。

以上を申し上げまして私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。

午後1時から再開します。

---

休憩 11時48分

再開 13時00分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいてまして、私は教育長へ新型コロナウイルス感染症による学校教育と社会教育事業における影響についてということで質問をいたします。

日本では1月末より新型コロナウイルス感染の影響が出て、4月から5月がピークかと思われましたが、札幌市とその周辺地域がいまだに感染者が出ており、なかなか収束できない状態が続いております。オホーツク管内はここしばらく感染者が出ていませんが、今は規制が緩和され、人の往来が始まり、油断はできないと思います。

本町でも新型コロナウイルスによる商工業者に対する多大な影響を与えております。この事態は当然将来ある子どもたちへの影響を考え、教育現場では対応を進めておられると思います。学校教育現場の授業日数の不足を今後どのような取り組みで授業日数不足を補っていくのか。特に入学してすぐ休業となって、小学校1年生は2ヶ月あまりの休業により影響が出ていないだろうかと危惧しているところであります。

町の事業にも多々影響を受け、中止のイベント等も軒並み出ております。長い休業により、子どもたちへの心のケアが必要な子どもたちもいると思います。どの学年の児童生徒も大事ですが、その中でも小学校1年生と中学1年生が大事であると思います。また受験を控えている中学3年生の授業日数不足が受験に影響がないのでしょうか。また通年行われている各行事である小学校、中学校の運動会、学芸会、中学校の学校祭、また小中のそれぞれの卒業生である6年生、中学3年生の修学旅行などが中止あるいは検討中とお聞きしております。学校の現状をお聞かせ願いたいと思います。

次に社会教育事業ですけれども、これにつきましては、施設では使用するにあたっての規制がいろいろあり、思うように行事もできない状態が続いておりますが、北海道から新型コロナウイルス感染予防のための施策が今までに数回発表され、それに基づいた内容で置戸町も規制しておりますが、特に密になりにくい屋外での活動はもう少し北海道で発表している規制より緩和しても良いのではないかと

また、そうすべきと思います。

先日の報道では非公式かも知れませんが、各振興局の対応も検討していると言われております。本町でもそれらの内容を精査しながら進めるべきと考えますが、今後の社会教育事業全般の取り組み、進め方についてもお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 新型コロナウイルスによる学校教育と社会教育事業における影響はということについて、あのお答えさせていただきます。

管内はコロナウイルスについては、あのなんとなく収束の状況がなんか見えてるような気もしますが、札幌ですとか、あの東京、さらには外国、アメリカあたりに目を向けると、まだまだ収束の気配はないなあと。北海道でいうと第3波も来るんじゃないかというふうに、とてもあの今心配しているところです。

3月の卒業式、そしてあの4月の入学式、それぞれ卒業生、入学生がこう自分が今まで目にして、そして自分の式はこんなだろうというふうに思い描いていたあの式を挙行することができなくて、あの本当に中学校の教員もやっていたこともあって、非常になんか悲しくて、今でもあの悔しい思いが残っています。今はあの来年の3月、子どもたちがごく当たり前に思っている卒業式。在校生がいて、そして保護者がいて、たくさんの祝福に満ちた会場で式が挙行されることを何よりも願っているところです。

今年度4月6日にあの小学校、中学校ともに入学式を挙行しました。どうにかスタートできましたが、2週間授業ができました。でも、あの4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域に指定されて、北海道知事から一斉休校要請もあって、4月22日から5月31日まで休校としました。ただ、休校期間は5月31日までですが、ゴールデンウィーク明けの5月7日からは地域の感染状況に応じて分散登校が可能となりました。それで小中学校と協議を進め、置戸町は可能な限り授業時数を確保していこうという方向で、最初は全学年週2日で午前授業を行いました。最終週には5時間授業で、さらに小1、小6、中3については週3日の登校に増やすなどして、6月1日からはあの通常授業がしっかりとスタートできるようにしようということで進めました。

あの今年度から小中一貫教育があのでスタートしました。対応については小中学校で協議を進める中で、共通理解を図りながら、あの決定していきました。あの2月末からの休校によって、各学年自習部分が出たんですけど、小学6年生の部分については中学校とあの滞りなく引き継ぎを行うことができ、未履修部分では中学校であの学習をしっかりと終えることができました。また、あの休業中の生活指導、指導計画を踏まえた適切な家庭学習の提示、登校日の感染予防対策、スクールバス運行の調整、給食提供などについては、あの小中で協議を進めて、一貫した対応を取ることができました。ですので、小学校はこうなのにな中学校はこうなのっていうような声は聞こえてきませんでした。あの小中一貫校としての機能を効果的に発揮することができたというふうに評価しているところです。

現在の子どもの状況ですが、これまで経験したことのない長い休校期間をかけて過ごしていたので、あの不登校なども心配されましたので、学校の方には一人ひとりしっかりと見て、心のケアにあたってくれということをお話してお願いしています。あの感染予防対策の徹底で活動が本当に制約されている状況ですが、もっともこの心配していた小学1年生も元気に登校して、しっかりと授業に向

かって学校生活を楽しんでいるという報告を受けています。

次に2ヶ月半の休校期間による授業時数の不足についてですが、各学年30時間から50時間不足が出ています。中学3年生については90時間不足しているような状況です。あの、回復については冬期のインフルエンザ、さらに大雪による臨時休校等も見越して回復の時間、措置が必要だというふうに考えてます。

そこであの各学校において各学年、各教科の授業時数を精査し、必要な時間数を確保するために夏季休業や学期間休業から10日程度短縮して授業に充てる必要があるというふうに判断してます。小学校と中学校1、2年については8月5日まで、中学3年については8月7日まで5時間授業を実施します。あと小学校については学期間休業の9月29日、30日の2日間も授業を実施することとしています。

次に行事についてですが、運動会は練習時間が十分取れなかったこと、さらに感染防止対策からこう出来なくなった競技も多く出てきましたので中止としました。学芸会、学校祭は今後の感染状況を踏まえて、日程や内容、感染対策を検討の上実施する方向で考えているところです。ただ一番の課題は保護者を入れての会場が密になる部分、特に小学校について、その部分についてどう対策するかというのがちょっと今大きな課題です。

あと修学旅行についてですが、修学旅行は想定される事故についての対応ときめ細かな危機管理対策のマニュアルをもって実施しています。今年度はコロナ対策があって、あの医療機関との連携が即座に取れる体制を取るなど、出来る限りの万全の危機管理対策を取って実施させます。今のところ、小学校は8月26、27日、旭川方面、中学校は9月15日から18日、宮城、岩手で準備を進めているところです。

最後に、一番気になる高校入学選抜についてですが、当初あの試験内容なんかは短くするというような情報もあったんですが、日程、試験内容については従来と変更しないという旨の通知が来ています。このことから一部分をあの未履修にすることはできなくなりました。ですので、標準時数をクリアするための必要時間数を確保、またあの授業以外で学習活動を授業時間として指導計画に位置付けるなど、そんな柔軟な対応を取りながら入学者選抜に影響が響かないよう必要な措置をしっかりと講じていくよう学校の方に指導しているところです。

今後はすべての児童生徒が学習指導要領に示された、それぞれの学年でやらなければならない学習内容をしっかりと学習できる、そんなあの指導方法の一層の工夫改善を行って、教育課程を編成して適切な対応をとっていきたいというふうに考えているところです。

次に社会教育施設関係についてお話をします。今日まで社会教育関連施設の対応については新型コロナウイルス感染症対策本部の会議の中で置戸町としての方針を定め、対策をとってきたところです。具体的な対策については近隣の北見市、訓子府町、津別町、美幌町と情報を交換をしながら道からのガイドラインに沿って進めてまいりました。

最初に置戸町における社会教育関連施設の現状ですが、スポーツセンター内のトレーニング室以外はガイドラインに沿った感染対策を実施して、使用可能または開館となっています。現在閉鎖しているトレーニング室も北海道スタイル、新北海道スタイルに基づいてフィットネス関連のガイドラインを参考に感染対策及び安全面の対策も徹底することを前提に、7月1日の使用再開を目指して準備を

進めているところです。

屋内屋外施設とも対人距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底、体調の管理などの安全対策を施した上での使用としています。何よりも大切なのは利用者個々の感染対策意識というふうに考えてますので、あの注意喚起も併せて行なっているところです。

会議、あと事業の実施については、3密を回避するなどのガイドラインに沿った基本的な安全対策の徹底が図られること。さらに施設も収容率50%の人数とその規制を受けての実施可否の判断をしていかなければならないと考えています。主催者側にもその観点で判断していただくことになります。

社会教育課所管の主催事業や共催事業をはじめ、関係事業の今後の進め方については、ただ今申し上げたことを基本に関係機関と協議の上、実施の可否について決定していきたいというふうに考えています。

参加者が多い事業やイベントの実施については、3密回避の観点と施設のキャパシティの問題等から実施はまだ難しいというふうに考えてますが、小規模な事業等については安全対策を施しながら実施は可能というふうに考えています。

最後に今回実施した施設閉鎖、感染防止対策について、本当に町民の方々にご不便をとて多くおかけしたというふうに思っていますが、本当にご理解をいただいて、しっかりと協力していただいて、滞ることなく、あの速やかに実施できたなということで、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○岩藤議長。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、まあ現況をお聞きしたわけですがけれども、授業とか登校についてはまあ順調に来て、なんとか子どもたちも元気に登校していると、そういうお話を聞きまして、その部分につきましてはまあ安心していただけるわけですがけれども。聞くところによりますとですね、結構進み具合、教科の内容の進み具合が、まあいつもよりは若干早めに先生方も進めてるようなこともお聞きしております。したがって、それによってついていける子とついていけない子、はっきり言いますと、そういうような事柄がないとは言えないらしいですから、その辺を考えますと毎年社会教育の方でやってましたか、あのサポート、夏休み・冬休みのサポート授業でしたか、支援する勉強のですね、そういったことのやはり必要性が出てくるのかなと。それはその休みに関係なくして、これから来年度の3月末までにそういった対応を土日も含めて、あるいは祭日も含めて、もしやれるような状況になれば、そういうことも考えていかなければならないのではないかなと。

そのためにはやはり人員とか人の用意がございませぬ。当然予算も絡んでくると思えますけれども、これらについては町内にもそれなりの資格の持った方、あるいは定年退職された方もいると思えますので、そういった方々を向けてはどうなのかなと。

その予算については、先程来コロナの関係の予算はいっぱい出ております。その中でどれを見ても教育関係にはひとつも出ておりませぬ。こういったものが第2次、国の方のこれから出る2次、3次の方で出てくるのかどうか分かりませぬけれども、私はそれを待っていたんじゃ子供たちのためにはならないのかな。むしろ今町独自でもいいからそういった手立てをすべきじゃないのかなと。やはりここで学力の差がつくということになれば、やはり置戸町の教育に果たしてどうなのかなと。この小さな地域でそういうところまで目配り、気配りのできる予算配分なり、自治体としての小さな町のい

いところって言いますか、実現できるんじゃないのかなと。

そういうことで、提案みたいな形になろうかと思えますけれども、ぜひですね、これらは町長の方に教育長が進言するなりしていただきたいなど。実際その子どもさんにも何人が聞きましたけれども、私はあのついていってますと。ですけれども、ついていけない人も多分いると思えますっていうような話もしてましたし、確かに今までの授業の時間の勉強の内容の速度とは結構早いそうなので、その辺はやはり十分教育委員会としても考えていかなきゃならないことじゃないのかなと、そう思っております。

あと、将来的にはやはりこれからこういうコロナっていう想像もつかないような事柄が起きないとも限りませんので、やはり今これについてのネットの環境整備、これらはまあ屋前の話ではそういったことも何か新しく国の方から整備する光回線の関係とか出てきているそうですので、ぜひともそれはやって、それはこれから先に向けてのことでやってほしいんですけれども。今やってもらいたいのは、やはり今の子どもたちの遅れてる部分を何とか元に戻すと云いますか、そのような環境づくりに、今の単年度の今の予算の中で考えていただければなど、そういうことでお願いをしたいなと思っております。

次に社会教育事業の関係ですけれども、これらもほとんどが各団体の諸行事、あるいは全町民を相手に、または町外の人たちも対象にした行事がほとんどで、社会教育事業としての内容のものがほとんどできないような状況になってきていると。大変難しいことだと思いますけれども、何とかそれらも一つでもできるような方向で検討してやっていただきたいなど。特にですね、スポーツ関係についてはもう少しやれるような感じしないわけでもございませんので、建物の中でやるスポーツとは違いますので、外の部分についてはもう少し考えていただきたいなど、そんなふうに思っております。これであのスポーツ熱なり、いろいろそういった施設があるのに、今回を機会にスポーツ離れもこれ大変かなと、そういうことも考えられますので、十分検討していただきたいなと思えます。

あと教育にはよくあの費用対効果がどうのこうのっていうことを、たまにそう申し上げる人もおりますけれども、私は教育の関係については、社会教育も含めてですけれども、あんまりそちらの方に追求するあれではないなど。むしろ人づくりはまちづくりというくらいですから、そういうところを十分踏まえて進んでやっていただきたいなと思えます。もし、そういうことで、この関係についてですね、何か教育長の方からもう一度あればお願いしたいなと思えます。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 最初に子どもたちの授業の遅れを回復するために、もっと複数のスタッフでという話がありましたが、現段階で標準時数確保については、あの夏休みを利用しての授業で確保できるかなというふうに考えてますし、また、あの現在の授業状況ですが、小学校においては担任、それから支援の先生、学習支援員の先生、あの複数でこう入ってますので、あの遅れている子どもたちにはどうか目が行き届いてる状況ではないかなというふうに考えてます。ただ、今後は特別支援員の特別な支援を要する子どもたちが増えてくる傾向にあるので、特別支援員の先生を今後増やしていくことも考えていかなければならないかなというふうに考えてます。

あと、あの今回のこのコロナウイルスの関係で一番の大きな課題は、今議員の方からもお話ありましたが、あのICTを活用した家庭学習を課すことができなかったということです。リモート学習が

可能となる各家庭の端末の保持や通信環境を早急に整えていかなければならないというふうに考えています。現在あの1人1台にコンピューターのタブレットを持ち帰れるように与えるべく、準備を進めているところです。ただ、あの与えてもなかなかそれが利用できない子どもたち、与えてもそれを利用することのできない通信環境にあるというような大きな課題がいくつかありますので、町長部局と協議を重ねながら、あの実現に向けて、あのスピード感をもって取り組んでいきたいというふうに考えています。

あと、あの遅れているので、あの勉強勉強勉強というふうになって、いろいろな子どもたちが創造的に楽しく過ごす時間が削られる傾向にあるので、それはできるだけの確保をしてくださいというふうに、今から学校の方にもお話しているところです。

あとは社会教育の関係については、今後あの感染の状況もありますが、できるだけ通常の利用状況に近づけていきたいというふうに考えています。ただ、あの第3波の気配が感じられた時には、すぐに対応を取って、感染防止対策を取っていくような準備を進めながら、今後に向けてやってきたいというふうに思っています。

○岩藤議長。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、教育長から前向きのお話もいただきましたし、今後やはりこういうことがやはり想定されるということですので、十分やはり今後のためにもですね、子どもたちのためにもやっぱり先頭に立って、学校教育並びに社会教育の方には頑張ってくださいなと思えますし、町長にはコロナ対策の中でもし、教育の方にも向けられる部分があるとすれば、ぜひ取り入れて進めていっていただきたいなと、そのように要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 次に3番 阿部光久議員。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 深川町長ご就任おめでとうございます。二元代表の一方の長として、ともにまちづくりに力を尽くしてまいりましょう。

それでは通告にしたがひまして町長に質問をさせていただきます。川向住民センターは平成6年2月3日竣工から現在まで26年が経過をしております。地域の拠点として、また葬儀など大勢の人が集まる行事の開催場所として大いに活用されております。その間、平成17年の増築、平成30年の土足利用のための改修が行われております。

敷地内のアスファルト舗装された駐車場はわずか20数台のスペースしかありません。葬儀の際も役員または手伝いの方々の車ですぐに満車になっている、これが現状でございます。

お吊いに来られる一般の参加者は砂利敷きの駐車場を利用していますが、融雪期または降雨時など、水たまりができるなど、暗がりの中、足元が非常に悪くなっております。

また春から秋にかけては雑草が繁茂し、施設の管理も大変になっているのではないかと、このように思っています。ぜひとも早急なアスファルト舗装をされますよう強く要望するものでございます。

これは本年2月に全議員が出席のもと開催をしました議会懇談会でのいただいた要望でありまして、私個人としての質問でないことをご理解をいただき、町長の見解を伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問のありました川向住民センター横の駐車場の整備についてでございますが、初めに議員のご質問と重複するかも知れませんが、川向住民センターの経過や利用状況に

ついてお話をさせていただきます。

議員もお話のあったとおり、平成6年にこの施設は建設され、平成17年には葬儀の時に手狭だということもありまして一部増築が図られております。また、一昨年には改修、大規模改修を行い下足化を図り、利便性を高めて利用いただきたいということで改修を行っております。

建築から現在27年を迎え、その間以前は道路向かいに母と子の家がありまして、留守家庭児童会があそこで開設されてたんですが、この住民センターが新設された時にその機能を移しまして、一時くるみの会もここで開設をしておりました。しかしながら、葬儀の際にまあの違う施設に移動しなければならぬというような不便さもあって、現在くるみの会の利用はなくなっておりますが、置戸地区の皆様の葬儀会場での利用を含めた多目的な集会施設として、川向3町内はもとより、置戸市街地区を中心にたくさんの皆様にご利用いただいております。

昨年度の利用状況ですけれども、全体で153件5,200名ほどの利用がありました。内訳といたしましては、自治会などでの利用が8件170名、カラオケクラブ、体操教室などの文化スポーツ団体での利用が89回640名。これが一番多いんですけども、冠婚葬祭での利用、まあの葬儀が中心でございますが43回で3,910名となって、全体では5,200人を超えるご利用をいただいている状況になっております。

そのうち、今申し上げました冠婚葬祭の内訳ですが、実件数で18件、近年家族葬も増え、利用人数では最も少ない冠婚葬祭、葬儀の利用では3名という時もありました。最も利用人数が多い利用で500名、平均では1回で128.4名の利用となっております。また、本年につきましてはコロナウイルス感染症等の影響もあり、実績に影響が出ているかも知れません。

さて、ご質問のありました駐車場の整備ということでございますが、先程議員がおっしゃられたとおり、議員懇談会の中でもそういう意見を寄せられているということでございました。私もあの30年度に置戸地区自治連合会からの要望として、舗装とまでは言わなかったんですけども、早急に整備を願うという住民からの要望がありますということで連合会から要望があり、当時担当する課長といたしまして、草刈り、それから砂利敷等を行って、経費が多額にかかるものですから舗装はまだちょっと検討させていただきますということでお答えをして、砂利敷きの補充と年に2~3回の草刈りで対応していたところでございます。

この地は旧置戸中学校、統合前の中学校の跡地ということもあり、議員もご承知だと思うんですけども、駐車場として使われてる砂利のところには大きな木が1本生え、温存されております。私今朝、何の木だったのかなということで、温存されているということは何か理由があるんだろうなということで見に行ったら広葉樹で、ニレかならわかりませんでしたけども、まあのきつとあそこに大きな木だったので、学校のゆかりの木だと私は推察してるんですけども、何か伐ってはいけないので温存してるのかなというような思いもありました。

まあのそれはやらないっていう理由にするわけではございませんが、この駐車場含めて、やはりあの一昨年に利便性を高めて、葬儀としての利用を想定してですね、あの改修を行っております。以前私のように砂利敷きでご勘弁願うという担当所管の課長として申し上げましたが、新年度総合計画には盛り込んでおりませんでしたけども、財政的に何とか予算計上できるように積算を含めてですね、図っていきなというふうには私は今思っております。

草刈りや除雪、下足化をした施設の管理の方法も含めると、舗装をして、この際一斉にもっと利便性の向上を図るべきではないかなと考えておりますが、先程申し上げましたとおり、以前お答えした時にはこの舗装には2,000万円程度概算でかかると。その他に面積が広いということと、北側には住宅地があります。左側南側には道路なんです、その雨水対策や除雪の置き場の関係もありますので、設計には少し工夫がかかるとは思います、事業費もそれにつれて大きくなるかも知れませんが、そこら辺を加味しながら、なんとか新年度予算で計上を図れるように取り進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 再質問をしようかなというふうに思っていました。原稿も準備をしております。しかし、今町長からこうしたご回答いただきましたので、この上、何を質問してみようかということでございますので、私の質問は以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

---

### ◎散会の議決

○岩藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の議会は明日6月29日に行うこととし、定刻に開会いたします。

ここで傍聴席の皆さんに一言お礼を申し上げたいと思います。

新町長深川町長における招集の第6回置戸町定例議会、9時30分からこの時間まで、傍聴長い間本当にありがとうございました。

一般質問に関わらず、他の審議の時にもぜひ多くの傍聴の方々が来ていただけることを心からお願い申し上げます。

今日の一般質問のやり取り、そういったものを町内の皆さんにいろいろお伝えいただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。

---

### ◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会いたします。

散会 13時40分

## 令和2年第6回置戸町議会定例会（第3号）

令和2年6月29日（月曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第3号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第4号 2021年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書
- 日程第15 意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第16 議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 4 3 号 令和 2 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 7 議案第 4 4 号 令和 2 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 8 議案第 4 5 号 令和 2 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 9 議案第 4 6 号 令和 2 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 10 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書  
 日程第 11 意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書  
 日程第 12 意見書案第 3 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書  
 日程第 13 意見書案第 4 号 2021 年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書  
 日程第 14 意見書案第 5 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた要望意見書  
 日程第 15 意見書案第 6 号 2020 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書  
 日程第 16 議案第 4 7 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（8 名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
		(総務課長事務取扱)	
		(産業振興課長事務取扱)	
会計管理者	遠 藤 薫	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総務課参与	福 手 一 久	町民生活課長	渡 邊 登 美 子
施設整備課長	大 戸 基 史	地域福祉センター所長	須 貝 智 晴
総務課総務係長	芳 賀 真 由 美	総務課財政係長	菅 原 嘉 仁

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	石 森 実
社会教育課長	五十嵐 勝 昭	森林工芸館長	岡 部 信 一
図 書 館 長	五十嵐 勝 昭 (兼)		

〈農業委員会部局〉

事務局長事務取扱 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂 森 誠 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉

議事係長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって6番 高谷勲議員及び7番 嘉藤均議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日、町長から提出された議案は次のとおりです。

・議案第47号。

本日、議員から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第1号から第6号。

本日の説明員は、先日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 2 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例  
から

◎日程第 9 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計  
補正予算（第1号）まで

————— 8件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第2 議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今回、指定都市で行われる研修に参加することによって資格を得るといような状  
況から、中核市の研修修了者を使えるようになるということなんですけども、参考までに北見市は、  
中核市としてなっているかどうかをお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 地方自治法の252条の22の1項に定める中核市ということでござい  
ますけども、申し訳ございません。北見市がその中核市になっているかどうか確認して報告いたしま  
す。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、8ページ、9ページ、歳出から進め  
ます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 一番上段の町有施設の維持管理に要する経費の委託料で、個別施設計画策定業務委  
託料ってあるんですが、これの若干説明は聞いたんですが、内容的に具体的に何のための業務委託

ていうか、その事業の内容と、この委託の目的って言いますか、それをもう一度、重複するかもしれませんが詳しく説明してください。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今のご質問でございますけども、国のインフラ長寿命化計画に位置付けられてですね、本町では総合施設管理計画を平成27年度に立てているところなんですけども、その国の長寿命化計画におきまして、公共施設それぞれ一施設ごとの個別の管理計画を立てなさいと、そういう指導がございます。それでですね、うちの町でいけば、公共施設168施設それぞれの所管は違うんですけども、管財係で一括して計画を作成するというので今回予算を計上してます。この計画自体は、強制ではございません。ただし、今後、維持管理、補修等やる場合にペナルティが生じるということもありまして、うちの町で今年度計画を作成するという運びになってございます。

○岩藤議員 4番。

○4番 佐藤議員 それで、500万円の委託料を見てるわけなんですけど、この委託っていうか、町が受託者に、業者に委託するわけなんですけど、具体的に管理計画を委託を受ける業者っていうのは、どういう業者さんっていうのかな、ちょっとイメージが湧かないんですけど、168施設あると言いますけど、その町からの委託を受けて管理計画を作るということなんですけど、その業者さん、どういう業者さんにこれを委託する形になるんですか。まだ決まってはいないと思うんですけど、イメージとして。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 すいません。参考見積もりいただいているんですけど、今ちょっと手元にないものから後程、調べて報告いたします。

○岩藤議員 4番。

○4番 佐藤議員 同じく町有施設の管理に要する経費なんですけど、工事請負の職員住宅の改修工事で1,060万円ですか。これは、宮下の職員の住宅ということで伺っているんですけど、現実として、今職員住宅ですね、町が抱えている、管理してる町職員の職員住宅の、ここは空き家になっていると思うんですけど、現実的に空き家っていうのは何戸あるんでしょうかね。管理状況がちょっと分からないので、あそこはしばらく空いていたと思うんですけど、その空き家の状況っていうのがあれば知らしてほしいのと、1点気にかかったのは、老人ホームの正面の方の長屋で、あそこもずっと2年ぐらいは空き家になっているんですけど、あれもですね、多分、所有権は町にあると思うんですけど、あれの改修計画っていうのはないんでしょうかね。57年に老人ホームの建設と同時にあそこ、最初に私も入ったとこなんですけど、それがずっと空き家になって相当古いんですけど、あれの改修計画っていうのは、あるのかないのか。今後、どうやってあそこを活用していくのか、その辺2点ほどお聞きします。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 職員住宅といたしましては、現在、2戸空いている状況でございます。2つ目の老人ホームの改修計画なんですけども、その職員住宅につきましては、老人ホームの改修計画と合わせて整理をするということで、今は今現在の改修計画ということは立てていません。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 果実・園芸作物圃場に要する経費のスプレイヤーの関係なんですが、この間の説明ではですね、いわゆる今トラクターに付けたスプレイヤーで作業をしていると。かなり等圧というか圧力がかかって圃場が固くなると。それで、この園芸型のスプレイヤー、軽量ってというか、かなり等圧の少ない、このスプレイヤーに取り替えると、そういう話でありました。ではですね、かつては大型トラック2台ぶどうが採れて、それがきっちりワインに姿を変えてと、そういう時代があったんですが、ここ数年、そういう実績がない状況の中で、果たして、このスプレイヤーを導入したことで、かつてのそういうぶどうの収穫が望めるのか。それだけが問題ではないんですけども、そういうことでこういうとこに投資をするのか、もっと根本的にはね、町長も今替わったわけですから、昨日の一般質問の中でも、いわゆるいろんな今までやってきたその事業の中で、必要あるないについては、きちんと仕分けをして廃止するなり何なり、そういうことも視野に入れてやると、そういうお話であったんですが、果たして、これを入れたことによって、そういう収量を確保できる、あるいは土壌が改良されるとか、そういうことが望めるのかどうなのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○菱島副町長 今、ぶどう園のぶどう畑の関係でのご質問でございます。現在ですね、収量を増収すべくですね、古川顧問の指導を仰ぎながら苗木の更新をしているのと、土壌の改良をしている最中でございます。土壌改良につきましては、普及センター、また、国の機関であります農研機構の指導を仰ぎながら、昨年度から雪割りですとか、その辺のいろいろ試行錯誤をしながら取り組んでいるところでございます。その中でですね、一番大きなネックになってきていたのが、先程言っていましたように、今まではトラクターに防除機を付けて何回も入るという状況でしたけど、やはりどうしても土が硬いと、それが一番根の張れない原因だということもありまして、今回、棚専用の防除機の購入をお願いするものでございまして、防除作業、また、殺虫剤ですか、殺虫剤作業としては、ワンシーズン大体13回程度圃場の方に散布作業入りますので、その分で大きく違ってくるのかなということで、収量につきましては、昨年度ですね、一昨年から見たら60キロ増えて220キロまで少しずつですけども伸びてきています。まだまだ最盛期にはほど遠いんですけども、うちの町の特産品、絶やすことできないという思いでですね、増収を目指してやっているところでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 増収を目指してと、何回同じことを聞いているのかなという気がするんですが、毎年毎年実績を聞いても、去年はですね、アムレンシスで129キロと。ジーガレーベについては、8キロ。これが単なる土壌を等圧したことによる弊害でこれだって言うんでは、ちょっと何か説明として納得がいけないんですよね。かつては、本当に大型トラック2台、18トンとか20トンとかそういう収量があったものが、いわゆるジーガに特化してからこういう数字になって、他のぶどうについても、決してそういう意味ではね、アムレンシスにこれから特化して切り替えていっても、129キロではちょっとね、これ投資効果としてあまりにも収量が悪すぎると。少しそこは、大体この先何なのかということももう一回考え直した方がいいんじゃないかという気がするんですよ。今、産地の表示もできないような状況の中で、これをどうして置戸の特産って言ってこれで進めていくのか、ちょっと理解できないので、その辺についてはもうちょっと考えてもらったらどうかなというふうに思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 先程申しましたように、今、苗木の更新をしている最中でございます。ぶどう園ですね、今入っている苗木が約1,800本になります。その他、空いてる団地につきましては、土壌改良をしてですね、苗木を入れていない状況でございます。その苗木が全部入った段階で、今、うち我が町で目指しているのは、2トンの収量を目指して、2トンあると特区で醸造、置戸の名前を使いながら醸造が可能になるということで、2トンを目指してやっているところですね、あと、苗木が全部畑に植わさるまでにですね、あと3年、計画ではですねかかる予定ですので、その時にはきちっとした収量を皆さんにお示しできるのかなというふうに考えています。

○岩藤議長 6番。

6番 高谷議員 一つ両方考えてやっていただきたいと思います。2トンあればということであればね、少なくとも今何をアムレンシスを2トンって言っているのか、ジーガレーベも確か何百本だったか苗木が勝山のあそこで確かやっているはずなのでね、それも含めて何をメインとして2トンを目指すのか。その辺もちょっと教えていただきたいんですけども。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今現在ですね、アムレンシスが大体1,000本で、ジーガが700本で、山ぶどう系が150本の1,800本植わさっているんですけども、ジーガにつきましては、やっぱり栽培が非常に難しいということもありまして、ジーガについては、これ以上増やすことは考えていません。アムレンシスにつきましては、これから伸ばしていこうというふうに考えています。また、池田品種だとかもあるんですけども、寒さに強い品種もあるんですけども、それだと周りでやっているぶどう農家さんとそんなに品種が変わってこないということもありまして、少し置戸町に特化するような品種で、アムレンシス、また、他の寒さに強い品種の方を今手配するように考えているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 その下の補助金の、供用産次延長対策事業補助金って聞きなれない補助金の名称な

んですが、これ乳房炎を防止するというので、そのための4分の1。ごめんなさい。次のページで。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 交流促進センターの管理に要する経費ということで、今回、手すり、あるいは風除室というようなことになっておりますけども、この他にも改修等が何かあるのかなのか、今把握しているものがあればお知らせください。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 改修等の計画、今年度につきましては、喫煙所、当初予算でお願いしてます。それと今回の風除室、それと手すりの3つになります。あと、改修を予定しているもの、総合計画の方でも挙げさせていただいているんですけども、一応、コテージから本体に入るまでの散策路の改修を予定しています。また、その他にですね、総合計画の計画の中には、コンテナハウスですとか、RVパークですとか、その辺の建設ということも予定をしているというところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 改修当時からですけども、やはり浴室の入口にある水の場所ありますよね、サウナから出たところに。ああいうところ辺りは、始っから入ってくるお客さんにあんまり良い印象を与えてないということで改修は必要でないかという話もあったんですけども、そういうことについては、ゆうゆ側の方から何も言われてはいませんか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 浴室入口のところだと思うんですけど、今のところ出はきていません。それと、僕たちもお客様の声も読まさせていただくんですけども、その中でも特別その箇所については、今のところ出てきていない状況でございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 私もそれなりに、ゆうゆを利用させていただいているんですけども、自分が水風呂に入っている時でも他のお客さん不快な顔して冷たいとか、そんな感じで行く人が随分多いけども、アンケートには書いていない状況ですけども、その辺ももう少し会社と言いますか、そちらの方と相談しながら対策を考えていただきたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 ゆうゆの方とも十分相談しながら検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

14ページ、15ページ。

2項林業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 木質資材活用型堆肥製造事業の補助ということで、チップを使うということなんですが、これ道の補助なんですか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 道の補助ではないです。町の単費で農協と一緒に取り組む臨床試験でございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 それで詳しく伺いますが、一つは、パークの堆肥っていうのは昔から川でやっているから分かるんですが、チップを使うっていうのは、どういう理由で使うのか。それとも、チップっていうのは、いわゆる背板から出たものがほとんどなんで、ここでは林地残材のを使うっていう粉碎機は地元にはないんですね。抜根や何かの追い上げた材はみんなバイオで紋別へ持って行ったり、あるいは留辺蘂の谷口さんに持って行ったりということで粉碎しているんですけども、チップの大きさをいうのは、大体4センチぐらいで厚さが5ミリぐらいなんです。カラマツの場合は、暗渠排水とか何とか腐れないとこにそういうの使っているんですが、そういうもの、チップの水分調整に使うっていうのは、どうも解せないんですけども、その辺どういう考え方持っているんですかね。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回ですね、カラマツ、トドマツのチップをですね、水分調整用の資材ということで混ぜて実証試験を行うということで計画をしています。今、小林議員おっしゃられるように、カラマツチップとなかなか分解しないんじゃないかという話でございますけども、そこですね、どこまで発酵してそれを入れることによって、今度土壌の中で水捌けがどこまで良くなるのかっていうことも含めてですね、試験ができればというふうに考えてます。それと、チップの受け入れ先といたしましては、地元に挽くところがないんじゃないかということで、今のところですね、ウッディハウスさんと相談をさせていただいているところでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 まだちょっと納得しないんですが、結局、チップの大きさを先言った4センチですよ。4センチのものをもっと砕くって言うならまだ理解するんですけど、そのまま使うっていうことになる、畑のなんて言うのか、障害になるんでないかという気がするんですよ。パークみたいにきちっと粉碎してね、細かくなったものなら堆肥化していくんですけども、カラマツだとかトドマツのチップっていうのは、意外と腐れないと、何年経っても。水分調整だったら逆に水分もってますからね、逆に水分調整にならないんでないかと思うんですけども、その辺どういうふうに思っているんですかね。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 その辺も含めて実証実験をしたいということでございます。できればですね、先程、議員もおっしゃられたようにですね、今、林地残材ということも一つ片方では問題になってございます。何とかその林地残材の処理も含めて、何か有効に利用できる方法がないのかと。そういうこと含めて、今回、実証実験ですので、そのまま農家さんにですね。それを堆肥として売るということは考えてないです。出来たものについては、町の圃場がどっかで試験をしていきたいということで考えてございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 俺は、やる前にですね、もっと業界と話し合わないでですね、トドマツだからいい、カラマツだからいいって、チップの考え方がちょっと無理かなと。実験する前にそういうのが僕らと

しては分かっていることがあるんでね、できればこのチップでこういうものやったらどうなんだって  
いうのが事前に林業試験場とかなんかと協議するとかって、そういう話でなかったら、ただ漠然とチ  
ップがやるよって言っても、420万円もどこから金出てくるんですかね、これ。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 全体の経費といたしましては、554万円ということで、バーク堆肥はバーク堆肥でそ  
のまま以前の事業をそのまま継続します。今回、チップの購入費といたしましては、54万円を見込  
んでございます。54万円のうち、町が40万円。4分3を町で、4分の1については、その他のと  
ころで経費としては見てございます。いろいろなところで業界と相談という話でございますけども、  
当然、この事業、農協の方からの希望事業でございますけども、その前段ではですね、木材業界、ウ  
ッディハウスとですね、この事業が可能かどうかというところでは、一度相談をさせていただいて進  
んでいるところでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 やる前に十分きちっと下調べをしてですね、やっていただきたいなと思うし、これ  
は僕から言うとかかなり厳しい事業だなという感じしてますので、十分に策を練ってやっていただきた  
いというふうに思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 十分検討させていただきたいと思います。また、今回の実証実験につきましては、3年  
間の時限ということで、3年間やってみて結論を出したいということで、よろしく願いをいたしま  
す。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 先程、ちょっと失礼しました。今、小林議員の下の次ですね、補助金なんです  
が、これミルカー乳房炎の発生っていうか、予防対策として4分の1町が補助すると。そしてそれが3年  
間続くという計画を聞きましたが、まずその対象農家何戸なのか。それとあと、3カ年でこういう事  
業を終わらせるということなんですけど、毎年3分の1ということなんですけど、対象農家を3分の  
1ですね、3カ年やるのか、それとも、対象農家全体の中から3カ年、対象農家が一軒が3分の1ず  
つやっていって、ミルカーを3分の1ずつ、ゴム製もしくはシリコンのライナーを取り替えていって、  
そして3カ年で終わらすのか。その方法ですね、事業の進め方っていうのをちょっと教えていただきた  
いと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回の新規事業であります、供用産次延長対策事業でございますけども、今、議員もお  
っしゃられたように、本町ですね、平均産次、一生のうちに牛が子どもを産む回数になります。そ  
れがですね、平均今2.3になってます。北海道の平均で2.43。0.1置戸町の方がちょっと少  
ない数になってます。その原因として考えられるのがいろいろあるんですけども、一つとして、乳  
房炎の発症というのが大きな要因の一つになってます。その乳房炎を予防するためには、ミルカーラ  
イナーと言って、牛の乳に入れる4つのライナーなんですけども、そのちょうど触れる部分、ミル  
カーライナーがですね、本来ですと、使用制限、使用回数で決まっているんですけども、どうしても

農家の方ちょっと無理をして、その決められた使用回数より少し、1割、2割長く使うという傾向がございます。そこでですね、その平均産次を上げるために、3年間ですけれども、ミルカーライナーの購入補助をして、きちっと決まり通りに使ってもらおうと。その癖をつけようということでの今回の事業になってございます。やり方なんですけれども、一応、戸数としましては、酪農、搾りをやっている農家、酪農家全戸になります。一応ですね、今数を数えますと、大体ですね年間でですけれども、3,200くらいのライナーが必要になってくると。1年間に大体、シリコン製とゴム製あるものですから、更新の回数もちょうとものによって違って来るんですけれども、大体2年間2回転するような計算になります。それで全部の酪農家、搾りの酪農家さんに補助をしよう。3年間4分の1ずつ補助をして、なるべくきちっと、その後、変えてもらえるような手立てをしようということでの事業でございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 ミルカーの搾る4つのライナーについては、承知してます。それで、全体で置戸の酪農家さんの全体が3,200個あるってということなんです、ライナーって意味ですよ。それを今度、3カ年間で3分の1ずつを終わらすということですよ。そういう意味で捉えたんですけど違うんですか。ごめんなさい。そうじゃなくて、この全体事業費800万円ってということは、その3分の1の当初年度の部分だけってということで、当初年度だけで3,200個ってということですか、1年間でね。3カ年ですから、そうすると3,200個の3倍ということになるんですか。分かりました。それで一つ尋ねたいのは、酪農家さんのね、対象酪農家さん40何戸って昨日聞きましたけど、そのうちの3カ年間で全部やるのか、それとも3カ年間で3分の1ずつ酪農家さんやるのか、それとも3分の1の酪農家の3分の1ずつっていうのかな、ライナー。それずつやって3年で終わらすって、そういう意味合いなんだろうか。その3カ年間の事業の進め方、それちょっと確認したかったです。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 申し訳ありません。説明不足でした。ここにある3,200個ってというのは、1年間で今搾りの酪農家さんが2回転から3回転した場合に必要な個数になります。今、肉牛屋さん除いてですね、多分、搾りの酪農家さんが38戸くらいかと思えます。その38戸でライナーの数にもよるんですけれども、それで2回転から3回転で1年間で3,200個必要ということで、これは単年度の数字で、これを当面3年間の次元でやっていきたいと。3年に分けてではなくて、これを3年間やっていきたいということでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 森林管理計画の管理委員会の委託料の430万円についてお聞きしたいんですが、ここに資料はあるんですが、コンサルタントの委託料ということで、ここの目的にもちょっと書いてあるんですが、今資金があるからという言い方が書いてます。これ本来、資金があるからここに委託するんだって1,030万円のうち、430万円も何でこれ委託しなきゃならんのかってというのがまず一つです。本来管理委員会ってというのは、町有林の計画だとか、あるいは森林環境税の用途に関することだとかって大きく捉えるとですね、そんなに委託するものがあるのかなという感じするんですが、もうちょっとその辺中身をお知らせ願いたいのと、何で国からもらったお金を、国にまた委託す

るのか。これがね、ちょっと解せないんですよ。これは町民の税金なんですよ、まだ徴収はされてませんけども。国から貰ったからって国にまた戻すっていうような考え方だったらやめた方がいい。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回のコンサルタント業務委託の関係でございますけども、予算のところでも説明をさせていただいておりますけども、今回の目的といたしましては、町内の民有林の現状をですね、改めて把握したいと。それと、これから先の置戸町の私有林の管理方法など、森林ビジョンを皆さんで共有したいと。そのためのコンサルでございます。

1つ目といたしましては、森林GISによる現況のまずは把握を行うこと。その中でですね、森林林業関係者への聞き取り調査等を行いまして、置戸町で抱える課題ですとか、その辺の洗い出しを、まずはしたいと。その課題に基づいてですね、今度対策をこれからの対策を検討したいと。

2つ目としましては、森林経営管理委員会の運営支援でございます。

また、3つ目につきましては、長期的な森林整備ビジョンを最終的には作っていくということですね、これについては、先程、バーク堆肥のところでも申しましたように、今、町有林、民有林の中では林地残材というのが大きな要因で、どうにかしなければいけないという状況になってます。最終的には、自伐型林業ですとか、木質バイオマスですとか、その辺の知見をたくさん持っている、この国に出すっていう話だったんですけども、今回考えているところが、一般社団法人日本森林技術協会というところがございます。この協会につきましては、やはり全国的な組織ですね、より多くの知見を持っているということもありまして、ここを委託先として選定、今の段階で選定をしているところでございます。決して譲与税ありきではないです。うちの町ですね、こういうきちっと第三者に委託してビジョン、またコンサルをかけるというのが過去にもなかったものですから、ここで一つちゃんとした中身、分析をしようということで、ありきではないですけども、コンサルに発注をすると。また、ちょうどタイミングとしては経営管理委員会が始まりますので、経営管理委員会の進め方ですとか、その時の資料ですとか、その辺の作成もお願いしたいということでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 昔は、こんなこと言ったら怒られますけど、齊藤町長の時に、昭和55年頃に置戸の全体図を描いたビジョンがございます。それで流通連ができたり、あるいはウッディハウスができたりということで、その協同組合方式を取ろうということで今の置戸が成り立っているんですよ。その頃は、まだ工場が7つも8つもあって、それぞれ大きなものがありました。現在は、雇われマダムみたいなことの専務とか、あるいは常務さんとかっていうことでおりますけども、自分が資金出した会社ではないですよ、はっきり言って。そうすると勢いですね、企業が弱っちゃいます。その前にってことなんでしょうけども、私は、考えたら今の業界をこれからどうするのかっていう、置戸の人の業界の意見をまずきちっと吸収しないといかんではないかと思うんですよ。これ上から目線で、これやれあれやれって言ったって、これまでやれないですよ、はっきり言って。上から目線でそういうのやれって言っても。今、副町長が言った、林地残材って多くなってるけど、集めてるのうちの組合ぐらいですよ、やってるのは。森林組合だけ。あとは集めてないんですよ。だから、集めるためにどうするかということをや業界から聞かんとですね、そういう話にならないんですよ、はっきり言って。だから、まず地元の意見を聞いて、その上でコンサルに出すとか何とかって言うならいいですけども、

最初から、よその人の目線でやってたら業界潰れますよ、はっきり言って。だから今回は予算を停止して、来年度でも遅くはないと思うんですよ、はっきり言って。それぐらいの腹持ってやらなかったら、これから駄目だと思うんですよ。町長、どうですか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今、小林議員の言うとおりになんだと思うんですけども、その業界の問題把握のためにですね、いろいろな知見を持っている、この業者にですね、聞き取り調査をしていただいて、置戸町の抱える課題っていうのをきちっと把握をする、まずそこから始めるというところでのコンサルでございますので、その目的、課題があってからコンサルにかけるのではなくてですね、課題を見つける、整備するためのコンサルということで理解をしていただければと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 今、小林議員、先程、高谷議員からも同じように、町長が変わった時に見直すものは見直すべきだと。それから、今回の林業のことにつきましてですね、私も所信表明でも申し上げましたとおり、そんなに置戸の基幹産業である農業や林業が安定しているとは思っておりません。同じように共有しているつもりであります。そのためにはどうしていくかっていうことは、今、小林議員が言われたように、地元の声をちゃんと聞くべきだと。これはもう正しくその通りだと思います。農業者、生産者、それから林業者に限らず林産業者も含めて、林業というのは総合的に考えていかないと、いかなければならないと思いますが、その中に、第三者の目である程度の意見を取り入れていかなければ、またそれは日本中もしくは先程副町長が言われましたように、大きなデータを持って、知見を持つての方の意見も反映しながら一緒に考えていくことが大きな動きになる、それから時代に先取りした林業や、または農業もしくは、ほかの商工業も含めてですね、そんなことが置戸の町を守っていく力になると思います。今回、予算を執行停止してでもというお話でありましたが、この第三者の目を入れるというやり方は、今年はこのままやらさせていただいて、その中で、小林議員も委員で確か、経営委員の委員でおられたと思いますが、その中で十分な議論をしながらですね、第三者のご意見も十分尊重しながら議論を進めていただきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今の部分より1つ上になりますけども、有害鳥獣駆除に要する経費のところでございます。有害鳥獣の駆除従事者の育成ということで、27万5,000円ついておりますけども、本当に猟友会の高齢化ということをいつも心配しているんですけども、今回、こういう予算がついてきたということは、確か5人分の予算ということでしたけども、本当にそういう人が現れてくれればありがたいなという思いで、この予算見ておりましたけども、実際にそういう経過と言いますか、そういう人数的なもののこれから出てくる要素というか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今、有害鳥獣駆除のご質問でございますけども、今回5名の予算計上をさせていただいております。1名当たりですね、この内容といたしましては、免許の取得費一式とですね、銃の所持許可、また、狩猟者登録、それらにかかる経費につきまして、大体11万円の費用がかかってまいります。その2分の1を補助することによって、1人5万5,000円なんですけども、その5人分

ということで、27万5,000円の計上をさせていただいております。この5人分の根拠でございますけれども、現在ですね、猟友会の方と打ち合わせをしながら、この事業の立ち上げを計画しているところですが、猟友会の方から聞くところによるとですね、今のところ4名の希望者がいるということで、残りあと1人足してですね、5名分の予算を計上させてもらっているところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 今、4名ということで、ちょっと心強くというか、この事業が毎年のように続いていけばいいなというふうに感じておりますけれども、本当に一昨日、その前と最近ですが、秋田地区あるいは安住地区で熊の駆除を猟友会の方にさせていただいている現状がありますので、そういう人たちに繋げていくためにもですね、こういう予算を確保していただきたいとお願いをいたします。

○岩藤議長 6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 今の質問の関連なんですけど、かつて莫大な事業で置戸一円を鹿柵で囲って、尚且つ中にいる鹿については、猟友会に委託をして駆除をするという、こういう両立てでこの事業をやっているんですけど、最近、鹿柵の関係については、非常に経年劣化というか、特に木柱については非常に劣化が進んでいて、まして道有林だとかああいうところの機械が入らないところの木柱辺りは、人力で何とかしようとしてもなかなか大変な状況なんです。その鹿柵の管理については、その地域が管理をし、何て言うんでしょうか、点検をしながら自力で何とか直せるところは直しながらやっているんですけど、何年か前の大風だったり、そういうところで大木が倒れて、そこが完全に鹿柵が潰されちゃって、そこから自由に鹿が出入りしているような状況があるんですけども、これらについて、今の水資源何かからも資金いただいたりして、それは改修しているんですけど、その辺のね、全体の中のいわゆる破損している状況とか、そういうところについては所管として確認しているのか、その辺についていかがでしょうか。

○岩藤議長 副町長。

○菱島副町長 今の鹿柵の関係ですけども、資源保全協議会の方で経費を出しながら地域の人をお願いをして補修をしているというところでございます。鹿柵管理組合の方とも打ち合わせをさせていただきながら、本当の大規模改修いらないのかですとか、その辺の話をさせていただいてます。今のところ、現状のところで大丈夫でないかということでの返答をいただいているんですけども、今の破損箇所の報告は聞いてございますけれども、実際に現場に行っても、そこを確認するというようなことは、今のところしていない状況です。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 あの、状況を捉えてるということは、いわゆる農協がある程度その辺については取りまとめて、改修箇所についてね。それで資源保全組合からは300万円程、これらの改修に対する資金としていただいているんだと思います。ただね、現地が山の中であつたり、あるいは業者がなかなかそこまで手が回らない状況で、資金が十分にそれ使われていない状況もあるということなものですから、その辺は業者とも上手く連携を取りながら改修をしていかないと、もう壊れたところから自由に出入りして、その入った鹿がまたそこで繁殖して増えている状況で、結果的にその農家がどうやって守ってるかという、電牧柵自分で張ってってということで、これ従来と全然変わんない状況に今なってきたら、何とかそこは補強をきちっとしないとね、それと猟友会と協力して、猟友会の中に

いる分については駆除していただかないとどうにもならないなっていうような状況なものですから、その辺は連携取りながらやってもらいたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 鹿柵管理組合とも十分連携を図ってですね、対応していきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 下段、新型コロナウイルス経済対策事業費に要する経費の点なんですけども、今度ポイントカード制をこうやって導入すると。今、福祉センターで行っております、児童生徒の医療費補助のポイント化と、もちろんリンクさせるでしょうね。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 地域ポイントカードの関係でございますけども、今ですね、行政ポイント含めてどういう体制で始めていくか、とりあえずは商工業者だけの今年度は立ち上がりになるかと思うんですけども、その後、行政ポイントですとか、その辺を早急に足していけるような、そういう体制にしていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 その商工会の買い物っていうのは、農協は入ってないんでしょ。それからセイコーマートはどうなんですか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今のポイントカード、まだですね、これから詳細については詰めていくところでございますけども、今回、買い物券の方で農協も入れさせていただいております。他の地域でAコープが入っているという状況もございます。そこでですね、改めてAコープにも依頼をかけるということで今現在進んでおります。セイコーマートですけども、セイコーマートにつきましては、今現在も銀河スタンプ会、発行はしないんですけども使えるお店ということでなっております。それはそのまま継続できるような形で使っていきたいなというふうに考えています。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 ぜひ一般の買い物もですね、セイコーマートはそれほど量ないですけども、ホクレン商事はぜひ商工会に加入するような方向で一つ、全力を挙げて商工会も役場もですね、やっていただきたいなというふうに思いますけども、町長、その辺どうですか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 昨日も申し上げましたが、先日、先々週ですか、商工会から経済対策の関係で要望がありました。その席上でもこのような話題があって、今後、このポイントカード制度が銀河スタンプに変わっていく際には、ぜひとも置戸町内、商工会っていう括りだけではなくて、広く町民の皆さんのためにこういうことをやるということも含めて農協とも、ホクレン商事とも折衝いただきたいということでお話をさせていただいてますし、私自身も使う側、消費者にとっては農協さんというのは、もう商工会とかそういう隔たりは捨ててもですね、ここで置戸で暮らしていく中では必要なお店だという認識で商工会もお付き合いっていうか提携をしていただきたいということをお願い申し上げたところでございます。また、行政ポイントにつきましても、職員につきましても、今月ですか、先行してい

る町に行って、どんな行政ポイントを入れてつたらいいのかと。それから、子育ての医療費の助成についても、どうやって移行してけばいいのかということは今研究しているところでございますので、それにつきましては再度、内容は充実してまいりたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 ここで質問するのがいいのかどうかですけども、今回の補正予算の中には、随分新型コロナウイルス対策、これは国の第1次の何て言いますかね、対策用の交付金を受けてそれを財源としていろいろこうやってメニューが載っているわけですが、先般、2次の交付金の部分が出てきたというふうに思うんですが、その限度額の交付を受けるためには、やっぱり数多くのメニューを用意しておかなければならないというふうに思うんですが、現在、その2次の交付金を受けるためのメニューで考えていることがあれば、お知らせを願いたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 国からの地方創生臨時交付金の関係でございます。まだ、2次分については正式な通知はございませんけども、報道等の中でもう予算が通ったということでございます。正式通知ではありませんが情報がうちの方にもきていまして、2次配分といたしましては約1億6,000万円弱。1次配分と合わせてですね、2億ちょっとの対策の交付金になろうかと思っております。今現在ですね、うちは1次金の事業の方は確定させていただいて、大体6,100万円位まで積み上げているんですけども、これから先ですね各課で取りまとめを行った中でですね、先日商工会からの要望も出てございます。その要望の内容も十分精査しながら何とか使い切るような対策を打っていきたいということで、2次については、特に制限がなく、どんどん何でもありみたいなところでの配分になってきてますので、次年度で予定していたもの前倒しですとか、また新たに先程来言っていました、光回線の関係ですとか、そういうものについても使えるかと思っておりますので、どんどんそういうものを積み上げていきたいということで考えています。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員 非常にやっぱりこういう対策については、スピード感が必要であるというふうに言われているわけですが、本当に今現在、こうやって困っている人、また企業なり何なりっていう部分っていうのをしっかり見極めて、早急にそういった対策を打つということが必要だというふうに思うんですが、例えばですね、大学生等々の今こうやって置戸町でも奨学金を受けて通われている方がいると。その代わり大学にも行けずアルバイトもできず、リモート授業で何とかこうやって生活をして大変苦しんでいる学生がいるというふうにも聞いておりますし、医療、それから介護、そういった職場で大変な思いをされているという方もいらっしゃいますので、町独自の何か給付制度等を考えるつもりはないか、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 具体的な内容については、これから協議をしていくところでございます。今議員がおっしゃられたように、大学生の支援ですとか、介護職への支援、医療職の支援ということでございますけども、それらを含めですね、国の給付事業もいろいろと広がってきています。その辺と住み分けをしながら何かできることがないか検討してまいりたいと考えてます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 14ページのコロナ対策のですね、一番下段の事業費でですね、854万1,000円あるんですが、その内、クラフトの分が769万9,000円ということで、他の分と合わせて事業費合算されているんですけど、クラフトの部分でですね、これどういう形で、何て言うんですか、クラフトを買っていくのかっていうか、要は、言ってみればこれもコロナ対策だと思う、経済対策だと思うんですが、クラフトの工房で生産されている方の救済ということが主題だと思うんですが、これを何ですか、1,770個のクラフトの製品を買う時に、どこを通して買うのかとかね、その流通の流れ。そして、最終的にクラフト工房の方たちに作っていただいて、これが救済になるということだと思うんですが、そのクラフトの対象となる工房の人たちが、戸数ですね。何件ぐらい対象になっているのか、その辺の流通の流れっていうのかな、それ分かればちょっと教えてほしいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回の地元産材活用支援事業でございますけども、これの主な目的といたしましては、地方公共団体が地元産品について、地元の人が地元の良さを確認するというので、将来にそれを繋げていくために、民間施設ですとか、公共施設に地元で作った林産物、オケクラフトを活用するという事業でございます。物品の購入につきましては、森林文化振興協会、森林工芸館を通して全部購入をします。今の一部在庫もありますし、これから作っていただくものもあるということで、これについては、使う側ですね希望も取ってございます。どういうものを何個必要だっということ、それに当てはまる業者さん、それが作れる工房の方に分配をしていくということになろうかと思っておりますので、今どんだけ対象だっということではないということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで、内訳でですね、769万9,000円はクラフト分ということなんだけど、84万2,000円の部分については何の事業費でした。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 残りにつきましては、ポイントカードシステムのカードの購入費用になってます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければしばらく休憩します。10時55分から再開します。

---

休憩 10時37分

再開 10時55分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第43号の質疑について答弁漏れがありますので、発言を許可します。

須貝地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程の石井議員からの北見市は中核都市に入るかという質問に対してです。地方自治法の関係で勉強不足で大変申し訳ございません。地方自治法で言う20万以上の都市と

いうところが指定を申請して、中核都市となるということになりますので、北見市は該当になっておりません。ちなみに、参考ですが、道内では旭川市と函館市となります。

○岩藤議長 次に、副町長。

○葦島副町長 先程の佐藤議員からのご質問でございます。総務費、総務管理費のうちの町有施設のところで、個別施設計画の策定というのは、どういう業者ができるんだと。イメージを教えてくださいということでございます。前回、総合施設管理計画を立てているところがですね、会計事務所になります。もし会計事務所以外でできるかとしたらですね、建設系の経営コンサルタント、例えばですね、ぎょうせいですとかズコーシャさんができる対象になるかというふうに思っております。

○岩藤議長 ただいまの発言について、質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案の質疑を続けます。

16ページ、17ページ。

8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 道路の改修事業、一番下のところなんですけど、今年も200メートルということで、概ね必要のところっていうか、早急にやらなければならない部分っていうのは、あの道路の中では、ちょうどテレビの中継があるところの、いわゆる山の中から出たところまでがですね、ガードレールが落ちたり、路肩がかなり下がっていて、大きな車と交差する時には、左がかなり傾くような状態で事故が起きる心配があるっていう部分については、概ねそのぐらいかなというふうに思います。あとは、ところどころ部分的には改修のところは都度やっているんですけど、概ねあその部分については、路肩がかなり落ち込んでいるようなところがありまして、概ね距離的にはどのぐらいを見てるか、そこまで。あとどのぐらいあるか、この辺についてはどうでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 置戸川南境野線に関係いたしましては、あの路線をずっともって上がって行きますして、広中さんのところを過ぎて北田さんの方を入れていく方まではずっと予定はしているんですけども、なかなかこのような進捗状況で、なかなかそこまで進んでいかないような状況になっております。ですので、本来的な事業を予定しているんですけど、綺麗にやっていきたいんですけども、なかなか進捗しないということで、町の単費でオーバーレイ、オーバーレイって言うんでしょうかね、穴埋めしたり、レール引きって、あのセンターラインのところ、センターの窪んでいるところを穴埋めしながらやってっているんですけども、やはりその事業で大々的にやっていきたいというふうに考えてますので、あの路線を行ければ小山さんのところまで伸ばしていきたいなというふうには思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

18ページ、19ページ。

3項河川費、4項住宅費。9款消防費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 19ページの上段のですね、橋梁整備費の工事請負の中里大橋、今年工事入るということ聞きました。工事の方法としてですね、去年は林友橋やりましたね。それで交通規制をどうするかということだと思えますよね。中里、あの路線はですね、勝山のバス路線入っているんで、全面規制っていうのは、ちょっといろいろ影響あるんで難しいと思えますよね。だから、片側交通規制の中でね、そういった配慮と工事を考えてるかどうか、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 中里大橋につきましては、延長の割には事業費が4,600万円ということではかからないのはですね、その大々的に桁を塗り替えたりとか高欄を取り替えたりとか、そういうような工事は予定しておりません。今回は、桁と桁を繋いである継手のところの伸縮装置を変えたり、橋面防水、舗装一回剥がして防水かけた上にまた舗装をするというような工事内容になっておりまして、工事に際して、舗装する時は一部規制かけるかもしれませんが、それ以外に関しましては、通行止めというのは考えておりません。ですので、バス路線のこともありますので、一部的にちょっと片側交互になる時もありますけれども、基本的には通しながらやるというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 次のページにもかかってしまうんですけども、防災対策に要する経費。ここんところの前のページにもあるように、老人ホーム等で発電機の購入、発電機の設置ということが、こうやって多く出てくるわけですが、発電機を動かすための、何て言いますかね、予備燃料と言いますか、その燃料の保管についてどのようにされているのか、お聞かせを願いたいと思えます。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 燃料につきましては、防災倉庫の方で一時保管をしている状況でございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員 それは、各施設等の発電機分って、どれぐらいの容量を保管されているのか、お聞かせを願いたいと思えます。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 あの10リッターのポリタンク、10リッターの携行タンクをですね、ちょっと個数については今資料を持ち合わせておりませんので、個数は、後程連絡をいたします。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員 非常にこうやって緊急時に発電機を動かすわけですが、すぐ側に、そういった予備燃料というのがなければ、わざわざ防災倉庫まで行って燃料をこうやって確保するっていうのは、どうも能率的ではないのではないかというふうに思うんで、やはり発電機を設置したところには、ある程度の量の予備燃料を保管するような考えはないかどうかをお聞かせ願いたいと思えます。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 大きく保管しているのは防災倉庫でございますけども、それぞれの施設におきましては、備蓄缶について多少の燃料については保管をしているという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

20ページ、21ページ。

10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 一番下の方になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費のところで、図書館で、図書の消毒という部分のお話がありましたけれども、もう少し内容、詳しく教えていただきたいと思います。本当に冊数というかページがある中で、うまく消毒ができるのかどうかも含めてよろしくをお願いします。

○岩藤議長 図書館長。

○五十嵐図書館長 図書館の図書消毒器についてのご質問かというふうに思っております。先般の説明の中でもお話申し上げました、今回購入予定している物につきましては、6冊の図書が一度に消毒ができるという内容のものになってございます。これにつきましては、消毒以外にも、脱臭、消臭、清掃も含みまして、時間にしますとカタログ値ですけども、30秒から1分ということになってございます。説明の時には1分程度ということですね、お話をさせていただいたところでございます。2冊から、2冊用、4冊用、6冊用があるんですが、貸し借りが多いという状況の私どもの図書館なものですから、6冊用を購入するという予定でございます。ちなみにですね、道内の同じ機械を導入しているという実績をお知らせさせていただきたいというふうに思っておりますが、現在、ほとんどがこのコロナ対策によって4月、5月あたりに発注をしているという自治体が、全道で10自治体あります。さらに、私どもと同じように、その後、見積もりを徴取依頼したりですね、購入予定をされてる、検討してるという自治体が、その他に約20自治体あるというふうに聞いてございます。そのうちの置戸町におきましても1つということで、もし、これが全自治体購入というふうになれば、30自治体程が全道の中で購入するというような状況になってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここで議案第43号の質疑について答弁漏れがありますので、発言を許可します。

副町長。

○葦島副町長 石井議員から質問のありました、防災倉庫での保管の状況でございます。現在ですね、携行缶、10リットルの携行缶ですけども、40リットル分備えております。役場庁舎の方にも実は保管をしております、役場庁舎の方に30リットル。また、各公民館でございますけども、3地区公民館には、備蓄用ということで10リットルを3地区に配備しているところでございます。また、これらの燃料で足りない場合にはですね、今、災害協定で優先的にスタンドさんから供給をされると

いうことでございます。

○岩藤議長 ただいまの答弁に質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。15款道支出金、1項道負担金。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

6ページ、7ページ。

21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の追加及び変更は、議案の3ページ、4ページ、第2表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第44号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、6項傷病手当金。6款保険事業費、2項特定健康診査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第45号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 下の方で、簡易水道施設管理に要する経費の中で縷々説明があったわけですが、ほとんどが漏水調査の費用と。これの漏水調査ですが、各地区も結構あると思うんですけども、ご多分に漏れず私たちの地域、秋田地区もかなり古くなっておりますので、それらが来年度以降やるように計画しているような話も説明の中であったような気もいたしますけれども、これ全町的には、かなりの漏水の箇所があるように見受けられるんですが、これは確率として、どの程度まで漏水を確認できるのでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まず、澁谷議員のいらっしゃる雄勝地区なんですけれども、雄勝地区におきましては、時間当たり3トンの漏水があります。その3トンという数字が小さいように思えるんですけども、実際のところ、秋田に送っている水っていうのが、大体時間当たり7トンで、秋田の浄水場でつくっている水も大体時間当たり7トンから8トンということで、そのうちの3トンが逃げていっているという状況ですので、結構大きい数字になっております。流量計がしっかりしています、新しくなってしっかりしていますので、雄勝地区の中で3トンは間違いなく出てまして、それを今回、漏水調査で調査していこうというふうになっております。漏水調査をかけますと、ほぼほぼ私の経験上、

8割、9割は見つけ出していますので、今回につきましても発見できるというふうに想定しております。

また、全町的な漏水なんですけれども、これにつきましては、1時間当たり40トンとなっております、24時間でいきますと、1日1トンあれば960トンというふうになっております。最近水はですね、大体2、300トン配水って言うんでしょうかね、2、300トン配水してますので、割合でいくと、大体湧水率でいきますと、ちょっと落ちて6割というような状況になっております。ですので、これを上げるべくまた今後努力していこうというふうに思っております。今回、置戸市街の北側、道道から北側を重点的にやっっていこうと思っているんですけども、その中で大体15トンが、1時間当たりですね、15トン逃げていっているというのは、去年の調査で大体分かっておりますので、これを潰していったって、一個、一個修繕していこうかと、そういうような予定になっております。また、昨年見つけています、宮下の漏水なんですけれども、そこにつきましては、時間当たり8トンぐらいだということなので、その修繕は今後早急に行っっていこうというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

---

休憩 11時18分

再開 11時25分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 一般会計の補正予算の中の、11ページですね、養護老人ホームで電源切替装置の工事が105万円の予算と、備品購入費で発電機176万円を見込んでおります。同じくですね、19ページから20ページにかけて、今度は福祉センターでもですね、同じような電源切替工事、工事はですね。ただ、金額は福祉センターについては155万円の工事費で、一方、備品購入費の発電機については55万円ということで、一台5、500ワットという説明だけ伺ったんですが、この辺の何て言うのか、それぞれその状況に応じて事情が違うから工事費も違うと思うんですけど、福祉センターの場合については、発電機自体が55万円ということで、金額で比較すると、小さいんだけど

工事費が155万円。ところが老人ホームは、これは三相で200ボルトの工事で105万円と伺ったんですが、発電機については175万円ということで相当大きな発電になる発動機だと思うんですが、この違いと言いますか、この辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回の停電時の電源切替装置の関係だと思います。まず、ほのか、福祉センターの方の予算の根拠でございます。福祉センターの方は、説明でも申しましたように、最低限の灯りと電源を確保するために今回、切替装置を置くものでございます。そこです、切替装置を置く場合に、屋内の既存の電灯に電力を活かすために、電灯用のトランスの改造が必要になると。そこが老人ホームと違うところでございます。老人ホームは、切替配電盤の設置だけで終わるということで、ほのかの方が、福祉センターの方が工事費については高くなっている状況です。一方です、老人ホームなんですけれども、老人ホームの目的といたしましては、先程、200ボルトの三相と言っていたんですけれども、調理室の冷蔵庫を稼働するための電力の確保が主な目的になります。そのため、切替配電装置の工事費は安く済むんですけれども、発電機、どちらも可搬式の発電機なんですけれども、発電機につきましては、老人ホームの方が大型冷蔵庫の稼働が目的のためにです、三相200ボルトの発電が必要と。一方、ほのかの方につきましては、最低限の電灯と、あと、コンセントを使うためということで、5.5キロワットの発電能力の発電機ということで、それぞれ予算を計上しているところがございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの8件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第39号から議案第46号までの8件について討論を終わります。

これから、議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第41号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第43号から議案第46号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第46号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・  
調印・批准を求める要望意見書から

◎日程第15 意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等  
に関する要望意見書まで

————— 6件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書から日程第15、意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第6号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により

趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第6号までの6件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号から意見書案第6号までの6件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第1号から意見書案第6号までの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書から意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第1号から意見書案第6号までの6件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書から意見書案第6号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○岩藤議長 日程第16 議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、副町長より説明を申し上げます。

○岩藤議長 副町長。

○菟島副町長 議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いてご説明をいたします。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、新町長の就任に伴い、特別職の給料額について、本町の財政状況やオホーツク管内の特別職の給料額を参考に減額するよう、また、1町を除く、管内の町村全てが本則での改正を行っていることから、本則での改正をするよう申し出があったことから改正を行うものです。

改正についてご説明いたしますので、議案第47号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右の欄が現行で、左の欄が改正案となります。

附則第2項では、これまで特別職の期末手当に係る基礎額について特例措置を定めており、その適用期間を町長の任期期間中としていましたが、今条例において、給料月額を改正することとしたため、特例措置期間も合わせて改正することとし、附則第2項中「平成32年6月9日までの間」を「当面の間」に。

別表、町長の給料月額を87万5,000円から73万円へ。副町長の給料月額を69万円から61万円へ。教育長の給料月額を60万円から55万5,000円に改めるものです。

この度の特別職の給料改定にあたり、6月19日、特別職報酬等審議会を開催し、給料額の引き下げ及び本則による改正としたい旨、諮問した結果、諮問内容は妥当である旨の答申をいただきました。また、その際に意見として、町議会議員の報酬についても見直しを行う時期にきているのではとお話がありましたことを申し添えさせていただきます。

本議案にお戻りください。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第47号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第47号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第47号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和2年第6回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 11時43分